



産 審 第 7 号

平成29年12月27日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県産業振興審議会

会 長 内田 龍男

みやぎ観光創造県民条例に基づく観光振興に関する基本的な計画

(第4期みやぎ観光戦略プラン)の策定について(答申)

平成29年6月5日付け観第120号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおり取りまとめましたので、答申します。内容を御検討の上、積極的な取組をお願いします。

第4期みやぎ観光戦略プラン

～ 観光の再生から未来につなぐ新たなステージへ ～

平成29年12月
宮城県産業振興審議会

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2章 みやぎの観光を巡る状況	3
1 第3期みやぎ観光戦略プランの総括	3
2 みやぎの観光の現状と課題	6
第3章 第4期みやぎ観光戦略プランの策定に当たって	8
1 基本理念	8
2 3年後に目指す本県観光の姿	9
3 4つの観光戦略プロジェクト(施策)	10
4 数値目標	11
第4章 4つの観光戦略プロジェクトの具体的な取組	14
戦略プロジェクト1：東北が一体となった広域観光の充実と誘客プロモーション	15
戦略プロジェクト2：観光産業の連携強化と成長促進	19
戦略プロジェクト3：外国人観光客の誘客加速化	25
戦略プロジェクト4：沿岸部のにぎわい創出	31
第5章 みやぎの観光の飛躍に向けた取組の進め方	35
1 各種計画との連携	35
2 進行管理と推進	35
3 各地域におけるDMOなどを中心とした観光地域づくりと東北の連携のイメージ	36
資 料	38
1 観光に関する環境変化	38
2 本県訪問者の姿	44
3 第4期みやぎ観光戦略プランの策定経過	47
4 宮城県産業振興審議会委員・みやぎ観光創造県民会議名簿	47
5 用語解説	49
6 みやぎ観光創造県民条例	51

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

宮城県（以下「県」という。）は「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基本理念として県政を推進してきました。その中で、人口減少時代における地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを進めるに当たり、観光の果たす役割が極めて重要であるという認識に立って、平成18年12月に「みやぎ観光戦略プラン」、平成23年3月には「第2期みやぎ観光戦略プラン」を策定しました。

しかし、その後に発生した東日本大震災により、本県全域で甚大な被害を受け、特に沿岸部では津波による被害で多くの人命が失われました。観光関連産業においても、多くの観光施設等が壊滅的な被害を受けただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評等の影響もあり、本県を訪れる観光客は激減しました。

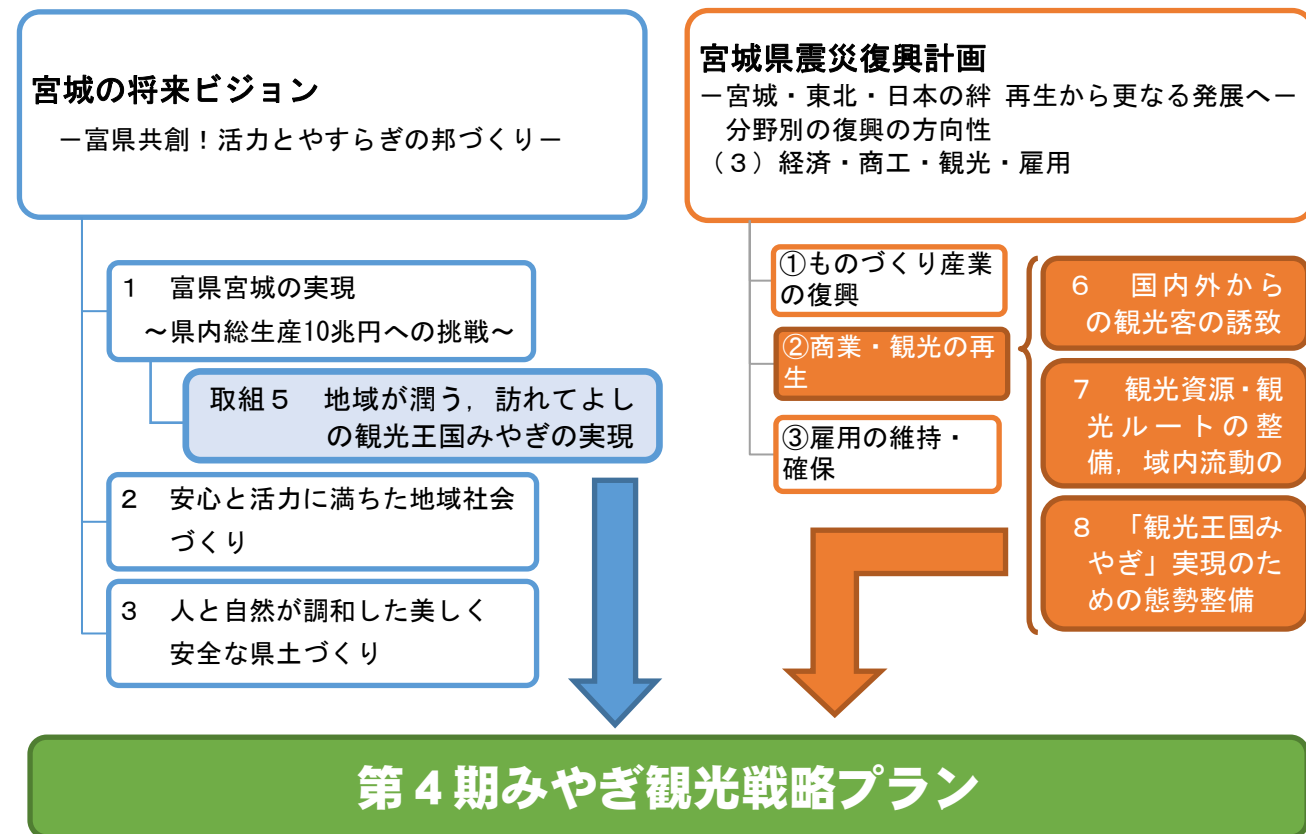
これに対し、県では復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、その中で復興のポイントの一つに「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を掲げており、観光の復興に向けた取組を推進するため平成26年3月に「第3期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、観光の復興に向けた取組を推進してまいりました。

近年、観光を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、東日本大震災からの再生から飛躍につなげることはもとより、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて急増する訪日外国人への対応や「第3期みやぎ観光戦略プラン」における課題などを踏まえて、みやぎの観光が東日本大震災から再生を遂げ、観光産業が地域経済と復旧・復興を力強くけん引する役割を果たせるよう、その指針となる新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

「第4期みやぎ観光戦略プラン」は、県が県政運営の基本方針として定めた「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を実現するための分野別計画であり、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「観光王国みやぎの実現」と、「震災復興計画」に掲げる「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を図るために県が行う観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するために策定するものです。また、「第4期みやぎ観光戦略プラン」は、「みやぎ観光創造県民条例（平成23年3月9日宮城県条例第8号）」第12条第1項の観光振興に関する基本的な計画（基本計画）としても位置づけます。

<計画のイメージ>



3 計画期間

「第4期みやぎ観光戦略プラン」の計画期間は、「宮城の将来ビジョン改訂版」及び「宮城県震災復興計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）」の「発展期（平成30年度～平成32年度）」の計画期間に合わせて、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
宮城の将来ビジョン	宮城の将来ビジョン										改訂版			
宮城県震災復興計画					復旧期			再生期			発展期			
みやぎ観光戦略プラン	第1期				第2期			第3期			第4期			

第2章 みやぎの観光を巡る状況

1 第3期みやぎ観光戦略プランの総括

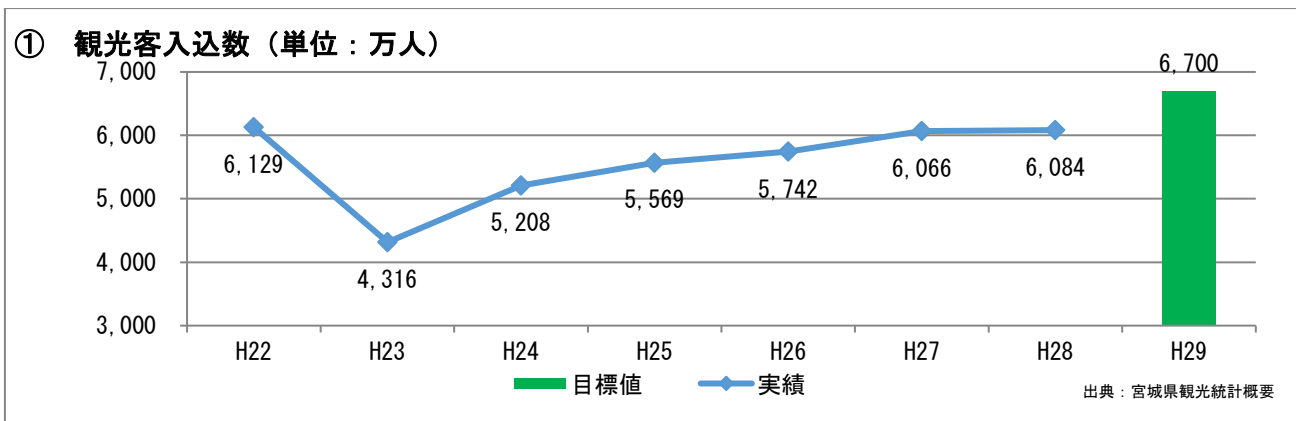
県では、東日本大震災が発生し、震災からの観光の復旧をプランの最優先のプロジェクトに位置づけた「第2期みやぎ観光戦略プラン」に引き続き、平成26年3月に「第3期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、震災からの復興を目指して、平成26年度から平成29年度までの4年間で5つの取組の方向性により観光振興に取り組むこととしました。

「第3期みやぎ観光戦略プラン」においては、東日本大震災後に激減した観光客の回復に向けて、甚大な被害を受けた観光施設等の復旧・再生に向けた支援を継続するとともに、観光キャンペーン等を展開して国内外からの観光客誘致を図るなど、観光の復興・再生に重点的に取り組んだ結果、数値目標の①観光客入込数については、震災前の平成22年の99%とほぼ同じ水準まで回復しました。また、③宿泊観光客数、⑤外国人観光客宿泊者数については、既に平成29年の目標値を上回り順調な回復を見せる一方で、沿岸部の観光客入込数は震災前の平成22年の約7割にとどまるなど、圏域間で回復に差が見られる状況です。

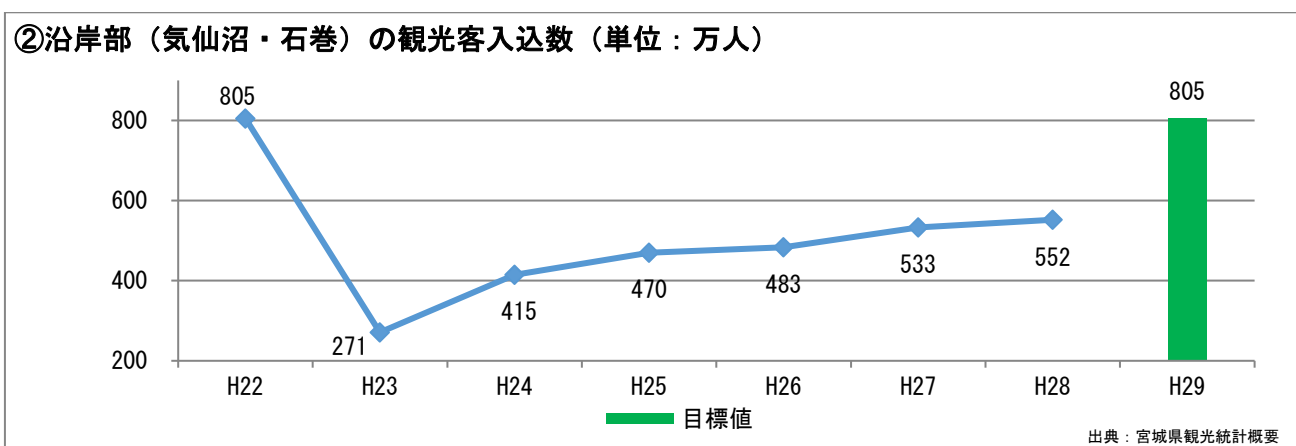
<第3期みやぎ観光戦略プランの数値目標>

平成29年の数値目標	目標値	現況値 平成28年
①観光客入込数	6,700万人	6,084万人
②沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数	805万人	552万人
③宿泊観光客数	900万人泊	922万人泊
④沿岸部（気仙沼・石巻地域）の宿泊観光客数	60万人泊	67万人泊
⑤外国人観光客宿泊者数	16万人泊	17.5万人泊
⑥観光消費額	6,000億円	4,532億円
⑦観光客（県外客）の宮城県への再訪問意思率	99%	95%

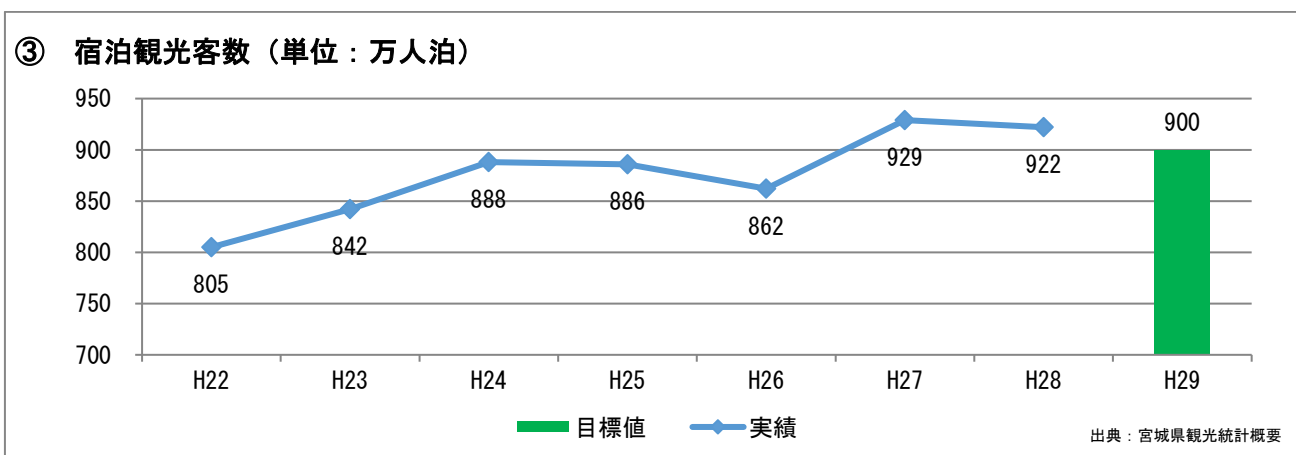
<各数値目標について>



平成 28 年の「観光客入込数」は 6,084 万人で、前年との比較では 100% となっており、18 万人増加しました。また、震災前の平成 22 年との比較では、99% とほぼ同じ水準まで回復しました。

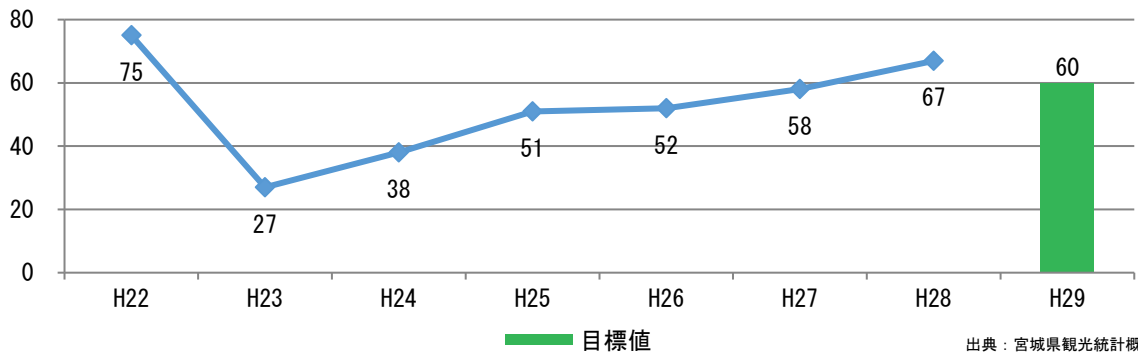


平成 28 年の沿岸部（気仙沼・石巻）の観光客入込数は 552 万人で、前年との比較では 104% となっており、19 万人増加しました。また、震災前の平成 22 年との比較では 69% と約 7 割の回復となっているものの、震災直後約 3 割となった状況から順調に回復しています。



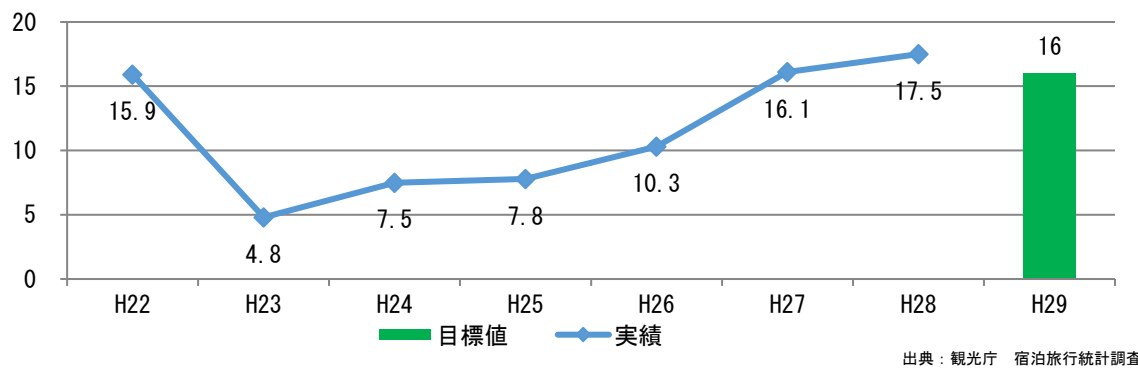
平成 28 年の「宿泊観光客数」は 922 万人泊で、前年との比較ではほぼ同水準となっており、震災前の平成 22 年との比較では 115% と、昨年に引き続き平成 29 年の目標値を達成しています。

④沿岸部（気仙沼・石巻）宿泊観光客数（単位：万人泊）



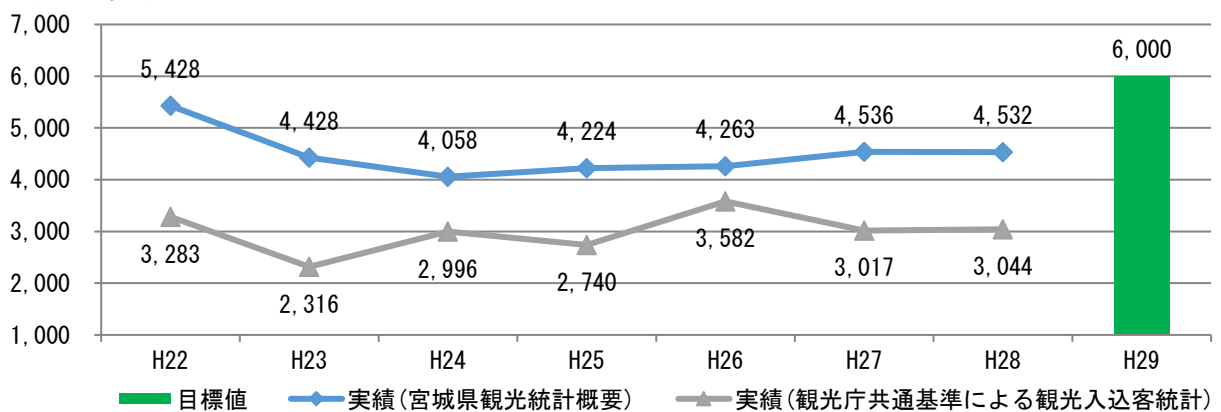
平成 28 年の沿岸部（気仙沼・石巻）の宿泊観光客数は 67 万人泊で、前年との比較では 116%となっており、9 万人泊増加しました。また、震災前の平成 22 年との比較では 89%となり約 9 割まで回復し、震災後は順調に回復しています。

⑤外国人観光客宿泊者数（従業者数10人以上の施設、単位：万人）



平成 28 年の「外国人観光客宿泊者」は 17.5 万人泊で、前年との比較では 112%となっており、2 万人泊増加しました。また、震災前の平成 22 年を約 14%上回り過去最高となっており、昨年に引き続き平成 29 年の目標値を達成し、高い水準になっています。

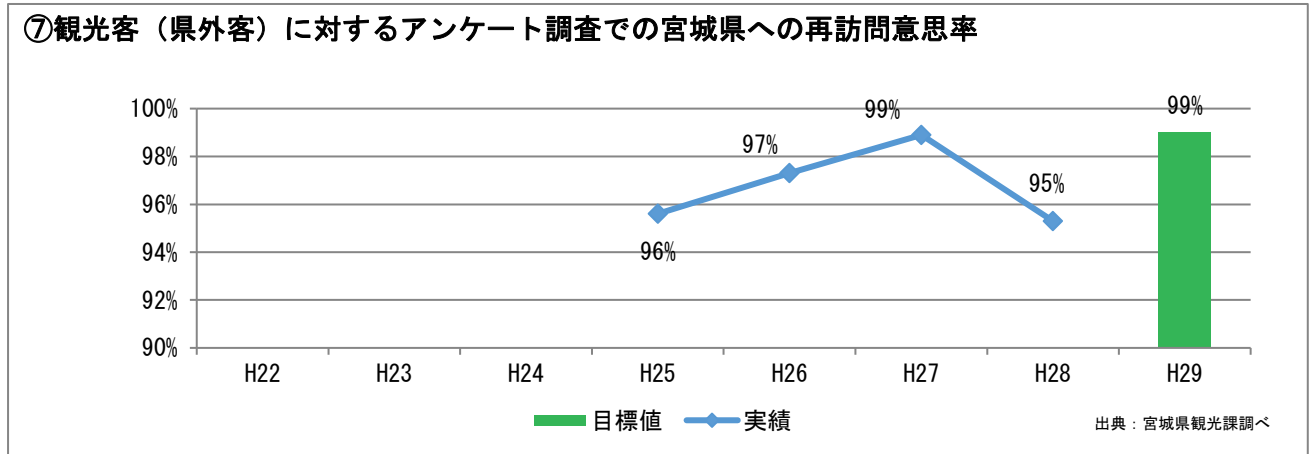
⑥ 観光消費額（単位：億円）



平成 28 年の「観光消費額」は 4,532 億円で前年と同水準となっており、4,500 億円台まで回復しています。

※ 観光消費額については、平成 29 年までは本県独自の方法（宮城県観光統計概要）により算出していましたが、第 4 期みやぎ観光戦略プランの始期の平成 30 年からは「観光庁共通基準による観光入込客統計」により算出した観光消費額を採用するものとします。

⑦観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率



平成 28 年の宮城県への再訪問意思率は、95%であり、平成 25 年度の調査以降、95%以上を維持しています。

2 みやぎの観光の現状と課題

「第 4 期みやぎ観光戦略プラン」の策定に当たり、みやぎの観光が置かれている現状と課題を次のとおり整理しました。

(1) 沿岸部の観光客の回復の遅れ

- 震災後に大きく落ち込んだ本県の観光客入込数は、平成 28 年には県全体で震災前の 99%の 6,083 万人となり、ほぼ震災前の水準まで回復しています。
- 内陸部が順調な回復を見せる一方で、沿岸部では震災前の平成 22 年の 6～7 割程度の回復にとどまっており、圏域により、回復状況に差が見られます。
- この原因としては、インフラ整備の復旧の遅れなどにより、観光・宿泊施設等の復旧が遅れていることや震災の風評による落ち込みの影響と考えられます。
- 観光・宿泊施設等の再建・整備や震災の風評払拭、沿岸部の復興状況に応じた魅力ある観光資源の回復等が必要です。

(2) 東北地方の外国人宿泊者の伸び悩み

- 平成 28 年の訪日外国人旅行者は国全体で 2,404 万人と、これまで過去最高だった平成 27 年の 1,974 万人を上回り、初めての 2,000 万人台となりました。
- 平成 28 年の外国人観光客宿泊者数は 6,407 万人泊と震災前の平成 22 年から 146%増となりましたが、東北地方としては震災前の 28%増にとどまり、他地域に比べ大きく遅れています。
- この原因としては、いまだ震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の風評払拭には至っていないことや海外における東北地方の認知度が他地域に比べて高くないことに加え、海外からの直行便や乗り継ぎ便が少ないこと、東北を周遊する広域観光ルートの整備や二次交通が不十分であることなど外国人の受入環境等が十分に整っていないことが考えられます。
- このため、訪日外国人旅行者の多様化するニーズをとらえた戦略的なプロモーションとともに、外国人がストレスを感じることの少ない受入環境の整備が必要です。

(3) 東北地方の国内観光旅行者の回復の遅れ

- 平成 28 年の日本人の観光客中心の宿泊施設の国内観光旅行延べ宿泊者数は、1 億 7,348 万人と震災前の平成 22 年と同水準まで回復しました。一方、東北地方では震災前の平成 22 年の約 82%となっており、全国の回復に比べると遅れをとっています。
- これは、東日本大震災の風評が影響しているほか、国内の特に首都圏や中部以西において東北の魅力を伝える観光情報の質と量が不足していることが要因と考えられ、首都圏や関西方面での正確な情報発信と一体的なプロモーションが必要です。
- また、仙台空港の民営化を契機とした LCC などの直行便の増加や東北新幹線の増発などにより、首都圏や中部以西からの更なる観光客の取込みが必要です。

(4) 観光消費額の低迷

- 観光庁共通基準による平成 28 年の観光消費額は 3,044 億円であり、震災前の平成 22 年と比較し、93%まで回復しているものの、県全体の観光客入込数の順調な回復に対して観光消費額については、思うように伸びてきていません。
- これは震災後、東北を訪れる観光客の旅行形態の変化により、宿泊客一人当たりの観光消費単価が減少傾向であることを要因として、全体として一人当たりの観光消費額が伸び悩んでいるものと考えられます。
- 観光消費額を増加するためには、宿泊観光客の割合を高めること、特に観光消費額の高い県外客の誘客に一層力を入れることが必要です。また、多様なニーズに対応した観光資源の磨き上げと創出により、旅行者一人当たりの滞在日数や観光消費額を高める必要があります。
- 「自然」や「食」などの従来の観光資源の磨き上げのほか、教育旅行や産業観光、ニューツーリズム（エコ・ツーリズムやスポーツツーリズムなどの新しい観光分野）などの新たな観光資源の創出に常に取り組む必要があります。また、観光客の多様なニーズに対応できる人材育成や地域ぐるみの受入態勢の整備などで本県独自の「おもてなし力」を更に高め、滞在期間の長期化やリピーター獲得につなげる必要があります。

第3章 第4期みやぎ観光戦略プランの策定に当たって

1 基本理念

県は、人口減少時代における地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを実現するに当たっては、交流人口の拡大等をもたらす観光の役割が極めて重要であるという認識に立ち、みやぎ観光創造県民条例第3条に、「県民等が一体となりおもてなしの心を持って観光客の誘致を促進すること」、「市町村、近隣の県等との広域的な連携による観光振興に取り組むこと」、「観光が幅広く波及効果をもたらす総合産業であることを認識すること」などの事項を基本理念として定めています。本観光プランは、その基本計画として位置づけるものです。

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けました。観光分野においても多くの観光施設・事業者等が壊滅的な被害を受け、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故の風評の影響等もあり、観光客入込数は震災前から大きく減少しましたが、震災後からこれまで観光の復興・再生に重点的に取り組んだ結果、県全体の観光客入込数は、ほぼ震災前の姿を取り戻しました。

しかし、県内においては震災前の水準に戻っていない地域もあり、特に沿岸部においては、インフラ整備の遅れのため、震災前の状態まで回復してはいることから、引き続き観光客の回復を図り、沿岸部のにぎわいを創出していく必要があります。

一方で、世界全体に目を向けますと国際観光客数が増加傾向にあり、我が国においても2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、訪日外国人観光客数が急激に増加している中で、東北地方は他の地域と比べて遅れをとっていることから、世界や日本の情勢、ICT等の技術の進展などを見据えながら、更なる観光資源の磨き上げや受入環境の整備を図ることにより、外国人観光客や東北及び県内の域内流動を含めた国内の観光客を呼び込み、交流人口の拡大につなげていくことが求められています。

そのためには、世界遺産や自然公園などをはじめとした東北の持つ雄大な自然や歴史・文化・食など、多彩で魅力ある観光資源を磨き上げながら、農林水産業など各産業との連携を図り、東北の豊かな風土を活かした観光を推進するとともに、東北の各県及び関係諸団体等と連携し、東北一体となって国内外からの誘客を積極的に行い、仙台空港の民営化等を契機とした東北のゲートウェイ機能を活用しながら、東北の広域観光の充実を図ります。

観光産業は、経済効果や雇用効果に対する即効性が高く、農林水産業などの「第1次産業」、食品加工や製造業などの「第2次産業」、商業や運輸、飲食業などの「第3次産業」まで、様々な産業が関わるすそ野の広い総合産業であり、地域経済全体にとって重要な役割を担っています。

このことから、地域の特性を活かした魅力ある観光地域づくりにより、観光業のみならず関連産業や他の関係者を巻き込み連携の好循環を生み出し、更に加速させながら、観光客の満足度と観光消費額を高めることで、すそ野の広い観光産業全体の成長を促進していきます。そして、みやぎの観光が観光業界の発展だけでなく、地域の経済を支え、質の高い雇用を創出し、地方創生を実現する大きな柱になっていく新たなステージを目指します。これに基づき、「観光の再生から未来につなぐ新たなステージへ」を第4期みやぎ観光戦略プランの理念に定めます。

○本プランの基本理念（第4期みやぎ観光戦略プランの計画期間中の基本的な考え方）

観光の再生から未来につなぐ新たなステージへ

○条例の基本理念（「みやぎ観光創造県民条例」第3条に定める基本理念のキーワード）

- | | | |
|---------------------------------|---|------------------------|
| ①おもてなしの心を持って観光客を誘致 | ／ | ②広域的な連携による観光振興 |
| ③幅広い波及効果をもたらす総合産業としての観光の重要性の認識 | ／ | ④観光の効果による活力に満ちた地域社会の実現 |
| ⑤地域の持つ多様な魅力の磨き上げと活用による観光客の満足度向上 | ／ | ⑥全ての観光客に対する安心と快適の提供 |
| ⑦本県の東北地方のゲートウェイ機能の発揮 | ／ | ⑧良好な景観の保全と形成 |

2 3年後に目指す本県観光の姿

日本・世界の中での東北の姿

東北のゲートウェイとして国内外から多くの観光客が訪れています。

- 仙台空港民営化により国内線・国際線の直行便が増加し、東北新幹線は各種取組により増発され、首都圏及び函館等からの仙台駅利用者が増加しています。
- 仙台空港及び仙台駅を拠点に、本県が東北地方の玄関口の役割を増し、東北各県等との連携の下に、国内外の多くの観光客が本県を起点として東北地方の観光地を周遊しています。
- 『日本の奥の院 東北探訪ルート』など東北の新たな周遊ルートが確立され、東北地方がゴールドルートに続く魅力のある新たな観光ルートとして認知されています。

東北の中でのみやぎの姿

宮城県に過去最高の観光客入込数が訪れており、関係者間の連携の好循環により観光産業が経済を力強くけん引しています。

(観光客入込数 7,000 万人、宿泊観光客数 1,000 万人泊、観光消費額 4,000 億円)

- 県内の各地域で DMO が設立され、多様な関係者が連携し、新たな観光地域づくりが進んでいます。
- 産業間・地域間・関係者間で培われた連携の好循環が確立され、観光産業が更に発展しています。
- 県内外から多くの観光客が訪れることにより交流人口が増え、その観光消費がもたらす経済効果が地域経済をけん引する役割を果たしています。

宮城県に過去最高の外国人宿泊客が訪れています。(最大目標 50 万人泊)

- 主要ターゲットである東アジア市場(台湾・中国・韓国・香港)を中心として強力なプロモーションを展開し、かつ、海外における根強い風評が払拭され、これまでにない高い水準で外国人観光客が増加しています。

みやぎの沿岸部の姿

沿岸部の観光客入込数が震災前の水準まで回復し、にぎわいが創出されています。(石巻・気仙沼地域合わせて 805 万人・H22 比 100%)

- 復興まちづくりの進展に合わせた魅力ある観光地づくりにより、沿岸部への観光客が回復し、にぎわいが創出されています。

3 4つの観光戦略プロジェクト（施策）

3年後に目指す「日本・世界の中での東北の姿」、「東北の中でのみやぎの姿」、「みやぎの沿岸部の姿」を実現していくためには、本章で定める「基本理念」において掲げる本県観光の目指す方向性に沿って、確実に施策を進めていく必要があります。また、施策を進めるに当たっては、みやぎの観光の現状と課題を分析し、観光客をひきつけるみやぎの観光のセールスポイントとなる「強み」を認識した上で積極的かつ戦略的にアピールしていくとともに、みやぎの観光をより発展させるために補強しなければならない「弱み」を把握し、的確に解決していくことが重要です。

このため、次の4つの観光戦略プロジェクトを定め、戦略的に施策を展開していきます。

戦略プロジェクト1 東北が一体となった広域観光の充実と誘客プロモーション

仙台空港民営化等を契機とし、一般社団法人東北観光推進機構などとの連携により、東北が一体となった広域観光の充実と効果的な誘客プロモーションを行うことにより、東北地方全体の観光の底上げを図ります。特に、海外や国内の首都圏・中部以西等に対して、東北の魅力ある冬季観光の推進など多彩な観光資源の情報を多様な媒体を活用して発信し、国内外からの東北への誘客促進を図ります。

戦略プロジェクト2 観光産業の連携強化と成長促進

DMO 設立支援などにより、地域の特性を活かした新たな観光地域づくりを行うとともに、農林水産業などの関連産業や産学官の連携を図り、地域間・産業間・関係者間の連携を強化します。また、観光客の多様化するニーズに対応するため、マーケティングの活用の推進や観光事業者の経営・サービスの改善などにより、本県の観光産業の生産性と「おもてなし力」の向上を図るとともに、観光資源の磨き上げ等による受入態勢の整備を強化し、観光客の満足度と観光消費額を高め、観光産業全体の更なる成長を促進します。

戦略プロジェクト3 外国人観光客の誘客加速化

東アジア市場（台湾、中国、韓国、香港）を中心に欧米豪などの新市場を含めた観光客の誘致を図るとともに、海外における風評を払拭するための正確な観光情報の継続的な提供や2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた外国人観光客等の受入環境整備を推進します

戦略プロジェクト4 沿岸部ににぎわいの創出

宿泊施設の再建支援をはじめとした観光施設等の受入態勢整備支援を強化するとともに、国内外に向けて積極的な情報発信に努め、県内の他圏域に比べ遅れている沿岸部への観光客の回復を図り、にぎわいを創出します。

4 数値目標

目指すべき本県観光の姿の実現に向けて、「第4期みやぎ観光戦略プラン」の数値目標として、次の7つを設定し、取組の達成度を確認します。

<第4期みやぎ観光戦略プランの数値目標>

平成32年の数値目標	基準値 平成28年	目標値 平成32年
①観光客入込数	6,084万人	7,000万人
②沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数	552万人	805万人
③宿泊観光客数	922万人泊	1,000万人泊
④沿岸部（気仙沼・石巻地域）の宿泊観光客数	67万人泊	75万人泊
⑤外国人観光客宿泊者数	17.5万人泊	50万人泊
⑥観光消費額（観光庁共通基準による観光客入込統計）	3,044億円	4,000億円

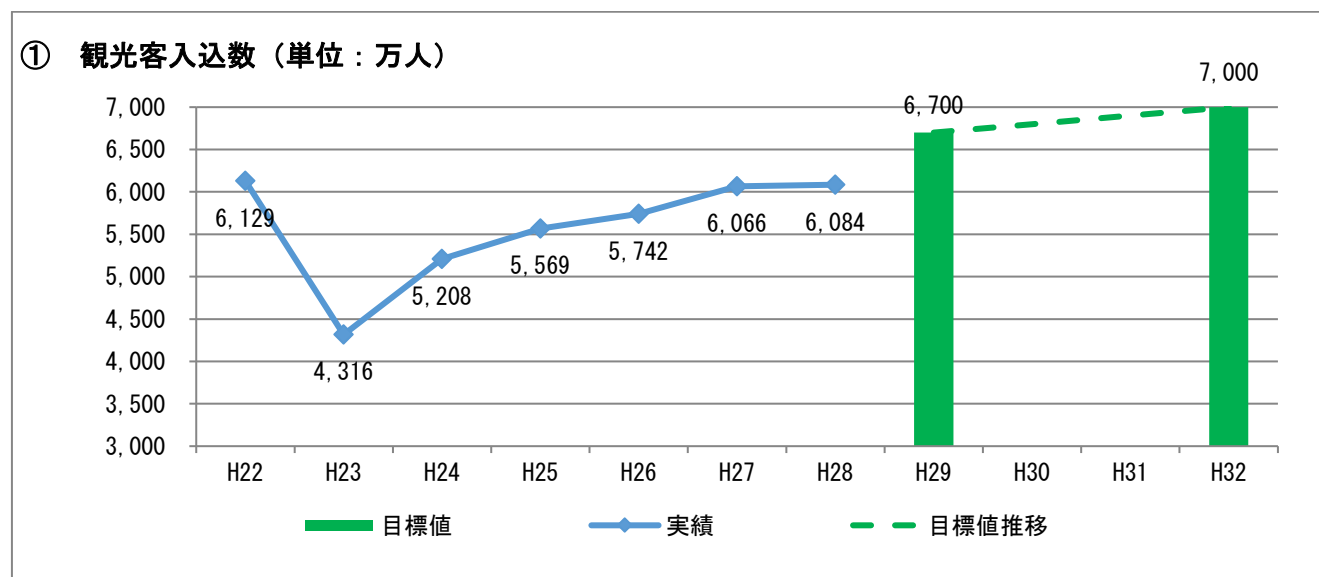
※ ⑥観光消費による経済波及効果について、平成23年総務省産業連関表を用いて算出すると、直接効果額（観光消費額）4,000億円を含む総合波及効果額は8,468億円となり、雇用効果約73,000人が見込まれます。

（注1）平成23年総務省産業連関表を使用して推計

（注2）雇用誘発数は、総合波及効果に雇用係数を乗じて算出した理論上の数値

（注3）波及効果及び雇用誘発数の算出方法は観光庁「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」を参考に算出

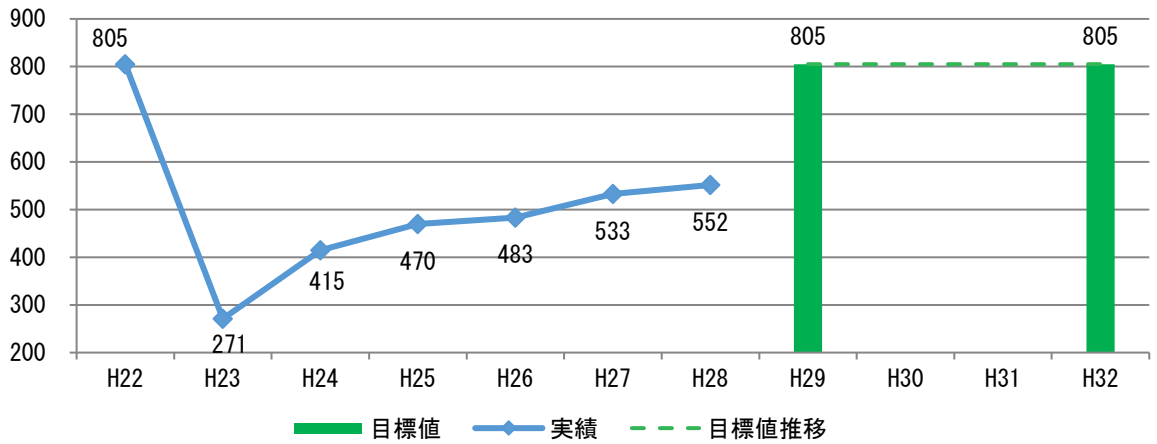
<各数値目標について>



「宮城県観光統計概要」による1年間に県内の観光地を訪れた延べ人数です。

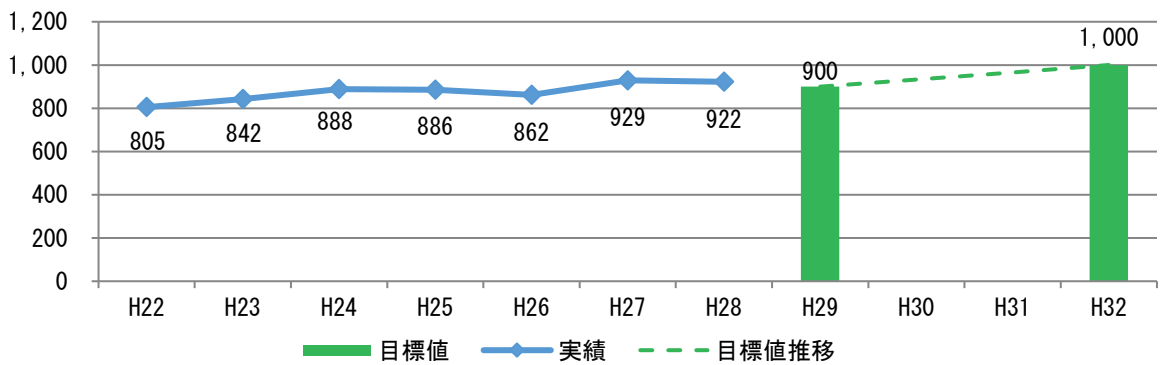
魅力ある観光地づくりと戦略的な誘客等によって、平成28年において震災前の平成22年水準まで回復しており、3年後の平成32年の目標は過去最高となる7,000万人と設定します。

②沿岸部（気仙沼・石巻）の観光客入込数（単位：万人）



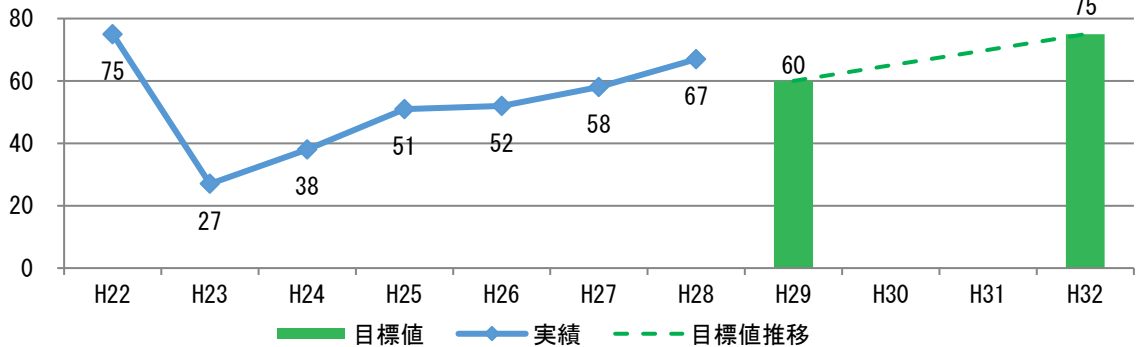
①のうち、東日本大震災で特に大きな被害を受けた気仙沼地域（気仙沼市・南三陸町）と石巻地域（石巻市・東松島市・女川町）の観光地を訪れた延べ人数です。
3年後の平成32年までに震災前の水準である805万人への回復を目指します。

③宿泊観光客数（単位：万人泊）



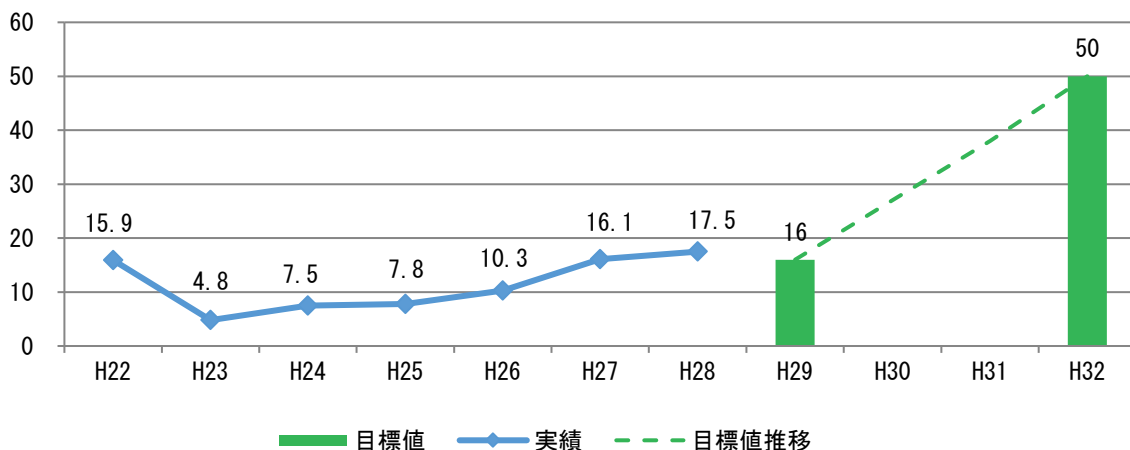
「宮城県観光統計概要」による1年間に県内の宿泊施設に宿泊した人数です。
宿泊観光客数は、震災前の平成22年の水準を大きく上回っているものの、現在は復興関連需要もあることから、引き続き、観光目的での宿泊客を呼び込み、3年後の平成32年に1,000万人泊を目指します。

④沿岸部（気仙沼・石巻）宿泊観光客数（単位：万人泊）



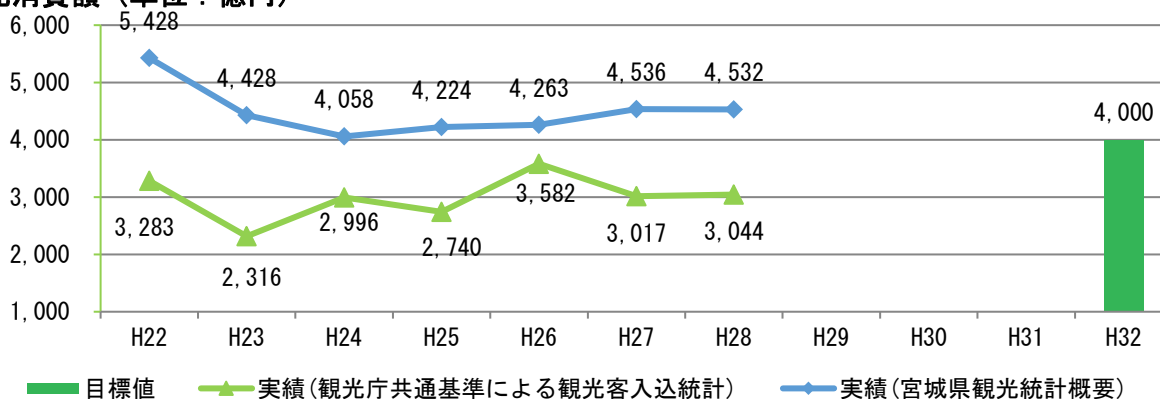
③のうち、東日本大震災で特に大きな被害を受けた気仙沼地域（気仙沼市・南三陸町）と石巻地域（石巻市・東松島市・女川町）の宿泊施設に宿泊した人数です。
3年後の平成32年までに震災前の平成22年の水準である75万人泊への回復を目指します。

⑤外国人観光客宿泊者数（単位：万人泊）



観光庁「宿泊旅行統計調査」による1年間に県内の宿泊施設に宿泊した外国人観光客の人数です。震災後に大きく落ち込んだ外国人観光客宿泊者数については、平成28年には震災前の平成22年の水準の16万人泊を超えており、近年の急激な訪日外国人の増加を背景に、大きな目標として50万人泊を目指します。

⑥観光消費額（単位：億円）



「観光庁共通基準による観光入込客統計」を用いて1年間に観光客が県内で支出した交通費、宿泊費、飲食費、みやげ代などの観光による消費額です。観光客入込数の増加と併せて、観光客1人当たりの平均消費額の向上を図り、観光消費額4,000億円を目指します。

※ 観光消費額については、平成29年までは本県独自の方法(宮城県観光統計概要)により算出していましたが、第4期みやぎ観光戦略プランの始期の平成30年からは「観光庁共通基準による観光入込客統計」により算出した観光消費額を採用するものとします。

第4章 4つの観光戦略プロジェクトの具体的な取組

戦略プロジェクト1

東北が一体となった広域観光の充実と誘客プロモーション

- (1) 東北の広域観光周遊ルートの確立と観光資源の磨き上げ**
 - 「日本の奥の院 東北探訪ルート」などの広域観光ルートの確立
 - 圏域間の連携による広域観光の充実
 - 自然・文化・歴史など東北ならではの多様な観光資源の磨き上げ
- (2) 東北の魅力を伝える一体的な誘客プロモーション**
 - 東北が一体となった誘客プロモーション
 - 海外・中部以西等に対して冬季観光など東北の多彩な魅力を PR
 - 多様なメディアや媒体を活用した正確な情報発信
- (3) 仙台空港等の活用や二次交通の充実による東北の周遊促進**
 - 仙台空港等を活用した誘客促進及び LCC 等の航空路線の拡大
 - 二次交通等の充実とクルーズ船の誘致

戦略プロジェクト2

観光産業の連携強化と成長促進

- (1) DMO 等の形成による魅力ある観光地域づくり**
 - 仙台・松島復興観光拠点都市圏や県内に設立された DMO 等による魅力ある観光地域づくり
 - ニュートゥリズムや体験型観光など新たな観光コンテンツづくり
 - 農林水産業などの関連産業との連携による新たな観光の魅力づくり
 - 産学官の連携強化などによる観光産業に寄与する人材の育成等
- (2) 観光産業の成長に向けた基盤強化**
 - マーケティングの活用推進による新たな旅行ニーズへの対応
 - 観光事業者の経営・サービスの改善による「おもてなし力」の向上
 - 事業者間の連携による観光商品等の開発
 - 観光資源の磨き上げ等による受入体制の整備

戦略プロジェクト3

外国人観光客の誘客加速化

- (1) 東アジア市場を中心とした誘客プロモーション**
 - 重点市場である東アジアを対象とした誘客プロモーション
 - 欧米豪を対象とした誘客プロモーション
 - 個人旅行 (FIT) を対象とした誘客プロモーション
- (2) 風評払拭のための正確かつ戦略的な情報発信等**
 - 風評を払拭する正確な情報提供
 - ICT・SNS を活用した戦略的な情報発信
- (3) 訪日外国人受入環境整備の推進**
 - 多言語案内表示や無料 Wi-Fi 整備の推進
 - 訪日外国人の言語・文化の理解促進と「おもてなし力」の向上
 - 航空路線・二次交通等の交通網拡充とクルーズ船の誘致

戦略プロジェクト4

沿岸部のにぎわい創出

- (1) 魅力ある観光資源の磨き上げと正確な情報発信**
 - 沿岸部のにぎわいを創出する誘客事業
 - 体験型観光・復興ツーリズムの推進
 - 沿岸部の風評を払拭する正確な情報発信
- (2) 観光施設等の再建と受入態勢整備強化**
 - 観光・宿泊施設等の再建・整備支援
 - 沿岸部道路・観光案内板・歩道等の再整備

※取組ごとに、県等が主体となって行う事業を記載した後に、市町村等が実施する事業を記載しています。
 ※中間案時点で掲載している事業には、計画中・構想中のものも含まれます。

戦略プロジェクト1：東北が一体となった広域観光の充実と誘客プロモーション

仙台空港民営化等を契機とし、一般社団法人東北観光推進機構などとの連携により、東北が一体となった広域観光の充実と効果的な誘客プロモーションを行うことにより、東北地方全体の観光の底上げを図ります。特に、海外や国内の首都圏・中部以西等に対して、東北の魅力ある冬季観光の推進など多彩な観光資源の情報を多様な媒体を活用して発信し、国内外からの東北への誘客促進を図ります。

1－（1）東北の広域観光周遊ルートの確立と観光資源の磨き上げ(県等が実施する事業)

1－（1）－① 「日本の奥の院 東北探訪ルート」などの広域観光ルートの確立

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
東北観光推進機構等と連携した広域観光の取組強化	大都市圏や海外から東北への誘客を図るため、東北各県や東北観光推進機構等と連携した、東北が一体となった観光プロモーションの展開などの取組を行います。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
宮城県グリーン製品を活用した公園施設整備事業	東北自然歩道「新・奥の細道」の案内看板等が老朽化したため、撤去を行うとともに引き続き必要な個所には新しい案内看板を設置します。	○	○	—	宮城県（観光課）

1－（1）－② 圏域間の連携による広域観光の充実

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
国際観光モデル地区推進協議会と連携した広域観光の推進	外国人観光客の誘客及び受入環境整備を図るため、栃木県及び南東北3県、県内市町村と連携し、観光プロモーションや看板整備などの取組を行います。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
山形県と連携した広域観光の推進	大都市圏や海外からの誘客を図るため、山形県と連携した観光プロモーションの展開などの取組を行います。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
最上・雄勝・大崎連携交流事業	大崎地域と山形県最上地域・秋田県雄勝地域との圏域を越えた広域的な連携を推進のため、三圏域に関する観光情報の発信（ブログ運営による情報発信、旅行エージェント訪問による情報提供等）及び三圏域合同の観光PRイベントを実施します。	○	○	○	宮城県（北部地方振興事務所）
岩手・宮城県際広域観光推進事業研究会	岩手県と宮城県の県際地域における広域観光の推進を図るため、「岩手・宮城県際広域観光推進研究会」に参画し、公式サイトにおけるイベントカレンダーの掲載、観光案内所等におけるパンフレットの相互配架、広域パンフレットの作成等を行います。	○	○	○	宮城県（北部・栗原・東部・登米・気仙沼地方振興事務所）
気仙・気仙沼地域の県際観光推進研究会	岩手県と宮城県の県際地域（沿岸地域に限る。）における観光振興策の調査研究のため、観光客のデータ収集、観光資源の整理、イベント情報の共有、パンフレットの相互配架等を行います。	○	○	○	宮城県（気仙沼地方振興事務所・岩手県沿岸広域振興局内）
「宮城・山形・福島」南東北三県観光展	南東北三県が連携して、地域の魅力の周知し、一層の誘客促進を図るため、大阪市内において観光PRを行います。	○	○	○	宮城県（大阪事務所）

1 - (1) - ③ 自然・文化・歴史など東北ならではの多様な観光資源の磨き上げ

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
観光地の自然・文化・歴史等磨き上げ事業	県内各地にある自然・文化・歴史等の観光資源について、発掘・磨き上げを行います。	○	○	○	宮城県（観光課）
みやぎラムサールトライアングル魅力発信事業	「ラムサールトライアングル」の魅力を国内外に発信し、湿地の保護及び地域の活性化につなげられるようワイズユース（賢明な利用）を推進する取組として、マップの作成・改訂、ワイズユース体験、ウェブサイト等を活用した情報発信を実施します。	○	○	○	宮城県（自然保護課）

1 - (2) 東北の魅力を伝える一体的な誘客プロモーション

1 - (2) - ① 東北が一体となった誘客プロモーション

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
宮城・山形合同観光PR事業	東北自動車道国見サービスエリア等において、山形県と合同で臨時観光案内所を設置し、観光情報の発信を行います。	○	○	○	宮城県（観光課）
東北六県観光展	東北六県が連携し、東北の魅力等を積極的かつ集中的に提供することにより、一層の観光誘客の促進を図るため、観光案内、ポスター・パンフレットの掲示、民芸品等の展示、DVD放映、ゆるキャラによるPR及び東北旅行・特産品プレゼントなどを行います。	○	○	○	宮城県（大阪事務所）

1 - (2) - ② 海外・中部以西等に対して冬季観光など東北の多彩な魅力をPR

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
（仮称）四季彩輝く宮城路キャンペーン事業	これまでのキャンペーンを強化し、更なる誘客に取り組みます。	○	○	○	宮城県（観光課）
教育旅行誘致促進事業	従来からの教育旅行誘致市場である北海道や関東方面からの誘致回復と、市場規模が大きく空路によるアクセスの良い関西方面からの誘致拡大を図ることを目的に、現地セミナー及び説明会の開催、学校訪問によるPR、招請事業を実施します。	○	○	○	宮城県（観光課）
みやぎ観光復興イメージアップ事業	石巻圏域・気仙沼圏域の観光素材などを中心に、首都圏での宣伝のほか、道南や北陸（金沢、富山）での誘客キャラバンを実施します。	○	○	○	宮城県（観光課）
仙台・宮城おもてなし態勢向上事業	仙台・宮城観光PRキャラクター「むすび丸」を活用した本県観光のPR活動を実施し、県内への誘客を図ります。	○	○	○	宮城県（観光課）
物産展等開催事業	全国主要都市の百貨店において物産展を開催し、県産品の展示販売と観光情報を提供します。	○	○	○	宮城県（食産業振興課）

1 - (2) - ③ 多様なメディアや媒体を活用した正確な情報発信

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
観光復興緊急対策事業	新聞や雑誌等を活用した観光情報の提供や、観光ガイドを製作し、通年の受入体制を整備します。	○	○	○	宮城県（観光課）
県外向け広報事業	本県の知名度向上を図り、本県への誘客と県産食材・物産等の購入促進を図るため、テレビ番組を制作・放送し、宮城の観光資源や食材・物産、復興の状況等をPRします。	○	○	○	宮城県（広報課）
インターネット広報事業	ウェブサイト、フェイスブック、メールマガジン等の特性を活かし、県政ニュースや各種イベント、宮城の魅力、観光情報等を発信します。	○	○	○	宮城県（広報課）
地域イメージ確立推進事業	多彩で豊富な『食』を創出する県という地域イメージの確立のため、ウェブサイト、SNS を活用した宮城の食材に関する情報発信を行います。	○	○	○	宮城県（食産業振興課）
首都圏県産品販売等拠点運営事業	首都圏における販路の拡大支援による県内食品製造業の振興と観光 PR の強化のため、東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ（東京都豊島区東池袋）」において宮城県の物産や観光に関する情報を発信します。	○	○	○	宮城県（食産業振興課）
「宮城県東京事務所メールマガジン」発行事業	宮城をより一層知っていただき、身近に感じていただけるよう、「宮城県東京事務所メールマガジン」により、首都圏で行われる観光及び物産イベントや復興情報を発信します。	○	○	○	宮城県（東京事務所）

1 - (3) 仙台空港の活用や二次交通の充実による東北の周遊促進

1 - (3) - ① 仙台空港等を活用した誘客促進及び LCC 等の航空路線の拡大

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
仙台空港利用促進事業	「仙台空港国際化利用促進協議会」を通じたエアポートセールスや就航地でのプロモーション、海外教育旅行促進の取組を行うことにより、仙台空港の利用促進を図ります。	○	○	○	宮城県（空港臨空地域課）
仙台空港地域連携・活性化事業	仙台空港の広域的利用を促進するため、若年層を中心としたパスポート取得率向上を図る取組や各種メディアを活用した仙台空港の PR 等を行います。	○	○	○	宮城県（空港臨空地域課）
仙台空港 600 万人・5 万トン実現推進事業	LCC と連携した誘客促進事業を実施するほか、仙台空港を活用し輸出促進に取り組む関係団体と連携した貨物創出の取組を推進します。	○	○	○	宮城県（空港臨空地域課）

1 - (3) - ② 二次交通等の充実とクルーズ船の誘致

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
二次交通利用拡大事業	被災沿岸部の一日も早い観光復興のため、仙台空港から観光地への二次交通の充実を図ります。	○	○	○	宮城県（観光課）
みやぎエコ・ツーリズム推進事業	観光地の保全を図りながら、エコに関する県民意識の向上を促すため、観光地における循環バス・シャトルバスの運行事業等に係る経費の補助を行います。	○	○	○	宮城県（観光課）

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
仙台港周辺地域における賑わい創出事業	仙台港周辺地域のポテンシャルを活かした観光資源の磨き上げを図るとともに、二次交通の充実や受入環境整備、立地企業の支援等を行います。	○	○	○	宮城県（公営事業課）
クルーズ船受入環境整備事業	クルーズ船受入環境整備のため、仙台塩釜港及び石巻港の Wi-Fi 環境及び観光サイン等を整備します。	○	—	—	宮城県（港湾課）

※市町村等が実施する事業

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
みちのくおとぎ街道インバウンド推進事業	外国人旅行者への国道 113 号線を活用した観光周遊ルート（通称：みちのくおとぎ街道）の確立により、2市2町のインバウンド観光誘客促進のため、ターゲットとする国において多角的なプロモーションを展開、外国人旅行者に対する接遇セミナー、現地旅行会社などの招へいを行います。	○	—	—	白石市，七ヶ宿町・山形県南陽市，山形県高島町
白石川堤一目千本桜ブランド化事業	柴田町と大河原町の2町にわたる観光資源である白石川堤一目千本桜のブランド化を目指し、震災風評の払拭とインバウンド誘客を図るため、調査や人材育成、プロモーション活動などを行います。	○	—	—	柴田町・大河原町
はらこめしプロモーション事業	亶理町発祥の郷土料理「はらこめし」をPRすることにより、誘客の促進及び食文化の伝承を図るため、料理教室やレシピの提供を行います。	○	○	—	亶理町
観光周遊サイト「ぶらっとわたり」の運用	点在する地域資源の結びつけを行い、誘客促進及び来訪者の周遊を促すため、平成 28 年度に構築した観光周遊サイト「ぶらっとわたり」（6 言語対応）を用い、観光情報を発信するとともに、周遊をサポートします。	○	○	○	亶理町
外国人観光客誘客事業	宮城県国際テーマ地区推進協議会の PR 事業に参加し、台湾や中国等への観光 PR を行います。	○	○	○	多賀城市・七ヶ浜町，松島町
Visit Matsushima キャンペーン推進事業	国宝瑞巖寺の平成の大修理が完了したことに伴い平成 30 年に行われる落慶法要に合わせ、多くの観光客を松島町を訪れることから、集中的なプロモーション事業を展開します。	○	—	—	松島町
石巻港大型客船誘致事業	石巻港に入港した大型客船の乗船者に対し、石巻近辺沿岸部の自治体の魅力を情報発信するとともにオプションツアーの商品を造成し、交流人口の拡大を図ります。	○	○	○	石巻市

戦略プロジェクト2：観光産業の連携強化と成長促進

DMO 設立支援などにより、地域の特性を活かした新たな観光地域づくりを行うとともに、農林水産業などの関連産業や産学官の連携を図り、地域間・産業間・関係者間の連携を強化します。また、観光客の多様化するニーズに対応するため、マーケティングの活用や観光事業者の経営・サービスの改善などにより、本県の「おもてなし力」の向上を図るとともに、観光資源の磨き上げ等による受入態勢の整備を強化し、観光客の満足度と観光消費額を高め、観光産業全体の更なる成長を促進します。

2-（1）DMO 等の形成による魅力ある観光地域づくり

2-（1）-① 仙台・松島復興観光拠点都市圏や県内に設立された DMO 等による魅力ある観光地域づくり

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
魅力あふれる松島湾観光創生事業	広域観光に向けた観光地域づくりをリードできる松島湾エリアの人材を育成するため、「松島湾観光人材育成未来塾」を実施します。	○	○	○	宮城県（観光課）
仙台・松島復興観光拠点都市圏事業	仙台・松島復興観光拠点都市圏において、観光資源の発掘、磨き上げ、受入体制の整備、各種プロモーションを実施します。	○	○	○	宮城県（観光課）
松島湾エリア周遊促進事業	日本三景「松島」を核とした松島湾周辺市町の食・自然・歴史・産業・体験などを組み合わせ、誘客・周遊・滞在を促します。	○	—	—	宮城県（仙台地方振興事務所）

2-（1）-② ニューツーリズムや体験型観光など新たな観光コンテンツづくり

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
宮城オルレ推進事業	韓国済州島発祥の観光資源を組み合わせた複数のトレッキングコース「オルレ」に本県でも取り組み、国内外の交流人口の拡大を図ります。	○	○	○	宮城県（観光課）

2-（1）-③ 農林水産業などの関連産業との連携による新たな観光の魅力づくり

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
みやぎの食ブランド復興支援事業	県産ブランドを牽引する一定程度の知名度を有する食材に対し、更なるブランド化を図るため、地域団体商標や地理的表示（GI）保護制度を活用しようとする食材のブランド化の取組に対し補助します。	○	○	○	宮城県（食産業振興課）
県産ブランド品確立支援事業	県産農林水産物のブランド力強化のため、味や品質等地域で認知されている県産農林水産物について、全国レベルのブランド化に引き上げる取組に対し補助するほか、県産食材の高付加価値化及び販売力の強化を図る支援を行います。	○	○	○	宮城県（食産業振興課）
みやぎ農山漁村交流促進事業	都市と農山漁村の交流促進を図るなど新しいひとの流れをつくるグリーン・ツーリズムの活動を支援するため、農林漁業体験受入れに取り組む団体を対象として、宿泊体験や情報発信 PR 活動等に係る事業費を補助します。	○	○	○	宮城県（農村振興課）
グリーン・ツーリズム促進支援事業	農山漁村を舞台としたグリーン・ツーリズム活動を支援するため、活動実践者のスキルアップや支援及びみやぎグリーン・ツーリズム推進協議会の活動を支援します。	○	○	○	宮城県（農村振興課）

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
みやぎ蔵王三十六景推進事業	仙南地域の「食と観光のブランド化」を目的として、「みやぎ蔵王三十六景」等を活用した産業振興と広域観光推進を図るため、仙南地域広域観光推進プランに基づき、「みやぎ蔵王三十六景」、「みやぎ蔵王温泉郷」等を活用した観光振興策を、管内市町・関係機関・DMO・周辺観光圏との連携により展開します。	○	○	○	宮城県（大河原地方振興事務所）

2-（1）-④ 産学官の連携強化などによる観光産業に寄与する人材の育成等

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
食育・地産地消推進事業	食育、地産地消を通じた県産農林水産物の販路拡大のため、地産地消推進店と連携した県産農林水産物のPR、高校生を対象とした「お弁当コンテスト」、小・中学生を対象とした「伝え人派遣事業」による食育を推進します。	○	○	○	宮城県（食産業振興課）

2-（2）観光産業の成長に向けた基盤強化

2-（2）-① マーケティングの活用推進による新たな旅行ニーズへの対応

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
仙台・松島復興観光拠点都市圏事業【再掲】	仙台・松島復興観光拠点都市圏において観光資源の発掘、磨き上げ、受入体制の整備、各種プロモーションを実施します。	○	○	○	宮城県（観光課）
風評被害等観光客実態調査事業	東京電力福島第一原子力発電所の事故の風評被害など、県内観光事業者の支援や観光施策の展開を検討する上で必要な現状把握を行います。	○	○	○	宮城県（観光課）

2-（2）-② 観光事業者の経営・サービスの改善による「おもてなし力」の向上

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
みやぎ観光戦略受入環境基盤整備事業	観光客の安全な利用等に配慮した自然公園施設の再整備や老朽化したミニ観光案内所誘導看板の再整備等を行います。	○	○	○	宮城県（観光課）
次代につなぐ登米観光戦略実践事業	「次代につなぐ登米観光戦略実践プラン」を推進し、登米圏域の交流人口の拡大につなげるため、登米圏域における観光客の受入体制の整備、情報発信、人材育成に取り組みます。	○	○	○	宮城県（東部地方振興事務所登米地域事務所）

2-（2）-③ 事業者間の連携による観光商品等の開発

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
観光事業者連携モデル事業	外国人観光客の増加を図ることを目的に、観光事業者の育成及び連携促進と地域観光資源の磨き上げのため、宿泊・飲食・小売・体験型観光事業者などの観光事業者及び学術機関が連携する機会をつくり、着地型旅行商品造成までの取組を支援します。	○	○	○	宮城県（観光課）

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
みやぎの伝統的工芸品産業振興事業	国及び県指定の伝統的工芸品について、新商品開発や販路拡大等の支援を行い、伝統工芸産業の普及・振興を図るとともに、工芸品や各産地の魅力を情報発信します。	○	○	○	宮城県（新産業振興課）
選ばれる商品づくり支援事業（商品づくり支援）	お客様のニーズに合わせ、地域の食材等を利用した商品づくりを支援するため、商品開発等に係る費用の一部を補助します。	○	○	○	宮城県（食産業振興課）
復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業	沿岸部などの被災した食品製造業者が行う新商品の開発や既存商品の改良と販路開拓活動に係る費用の一部を補助します。	○	○	○	宮城県（食産業振興課）

2-（2）-④ 観光資源の磨き上げ等による受入体制の整備

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
宮城県グリーン製品を活用した公園施設整備事業【再掲】	東北自然歩道「新・奥の細道」の案内看板等が老朽化したため、撤去を行うとともに、引き続き必要な個所には新しい案内看板を設置します。	○	○	—	宮城県（観光課）
みやぎエコ・ツーリズム推進事業【再掲】	観光地の保全を図りながら、エコに関する県民意識の向上を促すため、エコの視点を取り入れ、観光地における循環バス・シャトルバスの運行事業等に係る経費の補助を行います。	○	○	○	宮城県（観光課）
（仮称）四季彩輝く宮城路キャンペーン事業【再掲】	これまでのキャンペーンを強化し、更なる誘客に取り組みます。	○	○	○	宮城県（観光課）
観光地の自然・文化・歴史等磨き上げ事業【再掲】	県内各地にある自然・文化・歴史等の観光資源について、発掘・磨き上げを行います。	○	○	○	宮城県（観光課）
特別名勝「松島」松林景観保全対策事業	松食い虫等により枯損した松林の再生を図るとともに、景観上重要なマツの保全を図ります。	○	○	○	宮城県（森林整備課）
みやぎの景観形成事業	景観形成に係る普及啓発及び市町村の景観計画策定を支援します。また、広域的な景観形成が必要な地域において、広域景観マスタープランを策定します。	○	○	○	宮城県（都市計画課）

※市町村等が実施する事業

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
七ヶ宿ブランド推進業務	七ヶ宿町における生産、加工品及び地域のブランド化に向けた認定委員会を開催し、認定されたブランド商品については、公共施設や販売店舗での認知拡大を図り、物産展・商談会等参加し、町内外へ七ヶ宿ブランドを発信します。	○	○	○	七ヶ宿町
伝統的建造物群を活かした観光PR事業	村田町村田重要伝統的建造物群保存地区内の蔵の町並みを活用し、個性ある観光の振興とPRを推進するため、他団体との連携により蔵の町並みの新たな魅力を持った観光資源の創出・新商品開発・観光施設の整備を行います。	○	○	○	村田町

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
にぎわい創出推進事業	活力のある地域のにぎわいと、交流人口の増加による地域経済や産業の活性化を目指し、四季折々の花巡りツアー開催や広域観光体験モニターツアー、通訳ガイド、車イス介助ボランティア等の研修会の開催、タウン情報誌とまちおこしグループによる情報発信、植栽会及びガーデンフェスタの開催などを行います。	○	—	—	花のまち柴田インバウンド推進協議会
川崎町戦略的地域観光支援事業	川崎町、東北大学大学院工学研究科インフラマネジメント研究センター、(株)ユーメディアが連携し、主要観光拠点から、地域内への周遊を促進させる課題を克服するため、スマートフォンアプリを利用した観光行動分析等の実証実験を行います。	○	—	—	川崎町戦略的地域観光支援事業協議会
ブランド推進事業	町内にある資源やこれから作り上げる商品などを活かして「地域のブランド化」を図り、町の魅力を町内外に発信して、交流人口の拡大を進めます。	○	○	○	山元町
はらこめしプロモーション事業【再掲】	亙理町発祥の郷土料理「はらこめし」をPRすることにより、誘客の促進及び食文化の伝承を図るため、料理教室やレシピの提供を行います。	○	○	—	亙理町
宮城県南4市9町インバウンド観光推進業務	(一社)宮城インバウンドDMO、民間企業、観光客受入実践者及び自治体が連携し、インバウンド向けのコンテンツ、ツアー等を造成し、海外に対する情報発信を行います。	○	○	○	丸森町
みやぎ寿司海道推進事業	寿司のまち塩竈をPRするため、パンフレット配布事業や「三陸塩竈ひがしもの」販売開始式への協力、親方特薦ひがしものまぐろ祭り等イベントを開催します。	○	○	○	塩竈市
塩竈市観光振興ビジョン事業	観光を取り巻く環境変化やマーケティングなどの現状を踏まえ、官民連携による観光戦略の指針となる「塩竈市観光振興ビジョン(仮)」を作成します。	○	○	○	塩竈市
仙台・松島復興観光拠点復興観光拠点都市圏における空港周辺地区活性化事業	人力による移動手段で自然や地域資源を五感で体感できる観光地域づくりに取り組み、「ジャパンエコトラック認定」を取得して地域のブランディングを図ることを目的に、ジャパンエコトラック地域協議会の設立やルートの調査及び設定を行います。	○	○	○	名取市
多賀城グルメブランド拡大戦略事業	多賀城の特産品である古代米を使った地元名産品開発に取り組み、グルメブランドの認知及び販路拡大のため、グルメブランドの魅力を市内外に発信します。	○	—	—	多賀城市
とみや国際スイーツ博覧会事業	市内スイーツ店と連携し、市特産品の活用による六次化産業の活性化に取り組むとともに、とみや国際スイーツ博覧会を開催し、その魅力を市内外に発信します。	○	○	○	富谷市
ブランド七ヶ浜戦略事業	七ヶ浜の地域資源を活かした地場産品を「ブランド七ヶ浜」として認定し、情報発信することにより、本町の知名度向上と地場産業の振興を図ります。	○	—	—	七ヶ浜町

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
“matsushima” プロモーション事業	松島湾ダーランドによる広域的な連携による観光振興と訪日外国人に対して、地元の子供たちによる英語による観光ガイドを実践します。	○	○	○	松島町
世界農業遺産推進事業	世界農業遺産認定に向けた取組を推進し、認定を契機として活用・保全計画に基づき農業振興施策を推進するとともに、知名度向上を図ります。	○	○	—	大崎市
グリーンツーリズム推進事業	田舎暮らしや大崎市の自然、文化、人々との交流を楽しんでもらい、交流人口を拡充するためのプロモーションを行います。	○	○	—	大崎市
おもてなしカアップのための人材育成事業	観光事業者以外にも、市民全体でのおもてなしを通して大崎市の魅力を発信できるような人材を育成します。	○	○	—	大崎市
食の観光キャンペーン事業	登米市の食の観光キャンペーン事業として「登米フードフェスティバル」を実施し、観光客の誘客を図るため、東北フードマラソンと同時開催し登米市の食材を使用した「うめえもん市」や「お買物スタンプラリー」、「観光PR」等を実施します。	○	○	○	登米市
観光誘客事業	市内の「花」と「食」をテーマに販売促進と観光客による交流人口の拡大を図るため、桜の開花時期に合わせて市内の桜の名所や観光スポットなどを周遊する無料バスの運行を行います。	○	○	○	登米市
オルレ推進事業	市内の豊かな自然をゆっくり楽しめるトレッキングコースを設定、国内外からの誘客を図ります。	○	○	○	登米市
観光ボランティアガイド育成	観光ボランティアガイドの獲得と資質向上を図るため、市民を対象に人材募集を行い、会員獲得に努めるとともに、人材育成を図り、観光客受入態勢を整備します。	○	○	○	石巻観光協会、石巻市石巻観光ボランティア協会
戦略的観光情報の発信	DMO 法人によるデータ収集・分析やターゲットニング、ニーズ把握等を行い、行政・観光関係団体などと情報共有し、一丸となった情報発信を行います。	○	○	○	石巻圏観光推進機構、石巻市、関係機関
石巻市総合ガイドブック作成	石巻市の観光情報発信のため、観光施設等に加え、体験、食、サイクルツーリズム等の素材を加えた総合ガイドブックを作成します。	○	○	○	石巻市
滞在型観光推進事業	石巻市内への滞在型観光への転換を図るため、来訪者へ各コンテンツを複合させた観光メニューを提案し、滞在時間の長時間化から宿泊につなげることや体験型コンテンツの導入により来訪者と住民との交流を育み、リピーター確保に努めます。	○	○	○	石巻市
食を活かした誘客推進	石巻市の豊富な食をプロモーションし、誘客推進につなげるとともに、生産者や飲食店等と連携し、新商品の開発に取り組みます。	○	○	○	石巻市

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
ニューツーリズムの推進	来訪者と農林漁業住民とをつなぐネットワーク等の構築を図るため、地域の食や風習、文化などの伝承や民泊の推進により人的交流を進め、リピーターの確保に努めます。	○	○	○	石巻市
産業観光の推進	企業との連携を進めることにより、水産加工会社、製紙工場等の特色ある産業の生産現場を観光資源として活用に取り組みます。	○	○	○	石巻市
まつりイベントの充実	地域内イベントの開催により、交流人口の拡大を図るとともに、地域内受入体制の構築や観光資源としての活用を図ります。	○	○	○	石巻市
案内板の充実	観光施設等の案内板を整備し、来訪者の利便性を図るとともに、インバウンド対応としての外国語表記も検討して行きます。	○	○	○	石巻市
いしのまきまちあるき推進事業	観光客の滞在時間の長期化を図り、周遊の楽しさを提供するため、石巻市内や旧町内を周遊する「まちあるき周遊コース」を設定し周遊の促進と観光推進を図ります。	○	○	○	石巻市
市民対象講習会の開催	市民を対象とした観光講習会を開催し、石巻市の観光や文化に対する理解を深めるとともに、来訪者の受入対応やおもてなし意識の醸成を図ります。	○	○	○	石巻市
マンガタンライナー活用推進事業	JR 仙石線車両に、石ノ森章太郎作品を素材としたマンガキャラクターをラッピングし、マンガのまち石巻の知名度向上と交流人口の拡大を図ります。	○	○	○	石巻市
マンガバス活用推進事業	石巻～仙台間の広告バスにマンガ素材をラッピングし、マンガのまち石巻の知名度向上と交流人口の拡大を図ります。	○	○	○	石巻市
町内観光関連事業者等の連携強化	観光関連事業者等が相互に現状、課題、目標等を協議し、全体的なコーディネート運営を担う観光プラットフォーム組織の体制整備を図ります。	○	○	○	女川町・女川町観光協会

戦略プロジェクト3：外国人観光客の誘客加速化

東アジア市場（台湾、中国、韓国、香港）を中心に欧米豪などの新市場を含めた観光客の誘致を図るとともに、海外の風評を払拭するための正確な観光情報の継続的な提供や2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた外国人観光客等の受入環境整備を推進します。

3-（1）東アジア市場を中心とした誘客プロモーション

3-（1）-① 重点市場である東アジアを対象とした誘客プロモーション

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
MICE（国際会議等）の誘致推進事業（コンベンション都市推進事業）	多くの外国人及び国内のビジネス客を一時に招致できるMICE（国際会議等）の誘致を積極的に実施し、高い経済波及効果を生み出すため、専門のスタッフを抱え誘致事業に精通した団体への補助を行います。	○	○	○	宮城県（観光課）
香港等からの観光客誘客促進事業	震災以降、宿泊者数の回復が特に遅れている香港を対象として、宮城県の認知度向上を図り、誘客につなげるため、FAMトリップや広告宣伝等の情報発信を行います。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
外国人観光客誘致促進事業	台湾等からの観光客誘致のため、旅行博覧会への出展や現地旅行会社訪問をはじめ、マスコミ等の招請による観光情報の発信などの多様なプロモーション活動を行います。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業	中国等からの誘客について、関係機関や他自治体と連携し、旅行会社やマスコミ等の招請事業や現地での商談会等を開催します。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
東北連携による外国人観光客誘致促進事業	海外から東北への誘客を図るため、東北各県や東北観光推進機構等と連携し、東北が一体となった観光プロモーション等の取組を行い、外国人の誘客促進を図ります。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
訪日教育旅行誘致促進事業	主に台湾市場から当県への教育旅行を一層促進するため、受入環境を整備するとともに、他国地域市場からも教育旅行関係者を招請するなど、教育旅行誘致を促進します。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
中国等FIT・SIT対応基盤整備事業	日本ファンの中国人を呼び込むため、FIT・SITの誘客を促進するとともに、県内の観光施設等において世界的にも先進的な中国のネット決済環境に合わせた整備を行い、中国人観光客の利便性確保と消費促進に取り組めます。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
仙台空港活用誘客促進事業	仙台空港を利用する外国人観光客の誘致を促進するため、隣県と連携し、東北の知名度が向上するよう情報発信するとともに、海外の旅行会社を活用して、旅行商品の造成等を行い、また、いまだ風評が払拭されていない国・地域に対し、安全安心の情報発信します。	○	○	○	宮城県（アジアプロモーション課）
海外交流基盤再構築事業	震災により大幅に減少した外国人観光客の誘致を図るため、海外政府要人の来県を促すとともに、国際会議や訪問団等を積極的に受け入れます。	○	○	○	宮城県（国際企画課・アジアプロモーション課）

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
海外交流基盤強化事業	中国吉林省, 米デラウェア州, 露二ジェゴロド州等海外自治体等との関係を強化するため, 訪問団の派遣や受入れを行い, 訪問団への地元経済界の参加を促すことにより, 本県のPR等を効果的に実施します。	○	○	○	宮城県 (国際企画課・アジアプロモーション課)

3-(1)-② 欧米豪を対象とした誘客プロモーション

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
海外交流基盤再構築事業【再掲】	震災により大幅に減少した外国人観光客の誘致を図るため, 海外政府要人の来県を促すとともに, 国際会議や訪問団等を積極的に受け入れます。	○	○	○	宮城県 (国際企画課・アジアプロモーション課)
欧米豪を対象とした長期滞在型観光プロモーション事業	本県への外国人誘客を図るため, 自然景観の豊かさや食材の豊かさという本県の強みを活かし, 欧米豪で人気のあるアグリツーリズムをテーマとしたプロモーションを実施します。また, 海外からマスメディアを招聘し, 海外に向けて情報発信します。	○	—	—	宮城県 (国際企画課)
海外交流基盤強化事業【再掲】	中国吉林省, 米デラウェア州, 露二ジェゴロド州等海外自治体等との関係を強化するため, 訪問団の派遣や受入れを行い, 訪問団への地元経済界の参加を促すことにより, 本県のPR等を効果的に実施します。	○	○	○	宮城県 (国際企画課)

3-(1)-③ 個人旅行 (FIT) を対象とした誘客プロモーション

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
中国等 FIT・SIT 対応基盤整備事業【再掲】	日本ファンの中国人を呼び込むため, FIT・SIT の誘客を促進するとともに, 県内の観光施設等において世界的にも先進的な中国のネット決済環境に合わせた整備を行い, 中国人観光客の利便性確保と消費促進に取り組めます。	○	○	○	宮城県 (アジアプロモーション課)

3-(2) 風評払拭のための正確かつ戦略的な情報発信等

3-(2)-① 風評を払拭する正確な情報提供

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
海外交流基盤再構築事業【再掲】	震災により大幅に減少した外国人観光客の誘致を図るため, 海外政府要人の来県を促すとともに国際会議や訪問団等を積極的に受け入れます。	○	○	○	宮城県 (国際企画課)
海外交流基盤強化事業【再掲】	中国吉林省, 米デラウェア州, 露二ジェゴロド州等海外自治体等との関係を強化するため, 訪問団の派遣や受入れを行い, 訪問団への地元経済界の参加を促すことにより, 本県のPR等を効果的に実施します。	○	○	○	宮城県 (国際企画課)

3 - (2) - ② ICT・SNS を活用した戦略的な情報発信

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
SNS を活用した ICT 観光情報発信事業	観光情報の収集方法として利用頻度の高い SNS を始めとした ICT による情報発信を強化します。	○	○	○	宮城県(観光課)
みやぎ海外ネットワーク形成事業	インバウンドを推進するため、本県にゆかりのある海外在住の外国人や日本に興味を持つ外国人等に向けて、SNS により外国人目線で宮城の魅力の情報発信を行います。	○	○	○	宮城県(国際企画課)
無料公衆無線 LAN 整備事業	ICT を利活用し、国内外からの集客力を強化するため、本県独自の SSID による無料公衆無線 LAN「みやぎ FreeWi-Fi」を県有施設に整備し、その重要性を県内に周知しながら、県内民間事業者や他自治体等、本県全域への導入拡大を図ります。	○	○	○	宮城県(情報政策課)
外国人留学生招待事業	外国人留学生を特別展に招待し、美術に親しむ機会を提供することで、モニタリング(外国人目線による美術館の魅力や課題の抽出)を行うとともに、SNS 等により留学先にある美術館の魅力を母国語で発信します。	○	○	○	宮城県(美術館)
バーチャルトリップサイトによる観光情報発信事業	海外からの誘客促進を図るため、大崎管内の観光地を 360° 映像等で紹介するバーチャルトリップサイト「アイラブオオサキ」で国内外に発信します。	○	○	○	宮城県(北部地方振興事務所)

3 - (3) 訪日外国人受入環境整備の推進

3 - (3) - ① 多言語案内表示や無料 Wi-Fi 整備の推進

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
外国人観光客受入環境強化支援事業	県内の宿泊施設や観光集客施設などにおいて、外国語観光案内看板の設置や無料で使用できる無線 LAN 機器の設置などの受入環境を整備する事業者に対して、経費の一部を支援します。	○	○	○	宮城県(観光課)
インバウンド対応多言語観光サイン整備事業	外国人観光客が安心して旅行できる環境を整備するため、多言語案内看板や誘導看板を整備します。	○	○	—	宮城県(観光課)
中国等 FIT・SIT 対応基盤整備事業【再掲】	日本ファンの中国人を呼び込むため、FIT・SIT の誘客を促進するとともに、県内の観光施設等において世界的にも先進的な中国のネット決済環境に合わせた整備を行い、中国人観光客の利便性確保と消費促進に取り組みます。	○	○	○	宮城県(アジアプロモーション課)
無料公衆無線 LAN 整備事業【再掲】	ICT を利活用し、国内外からの集客力を強化するため、本県独自の SSID による無料公衆無線 LAN「みやぎ FreeWi-Fi」を県有施設に整備し、その重要性を県内に周知しながら、県内民間事業者や他自治体等、本県全域への導入拡大を図ります。	○	○	○	宮城県(情報政策課)

3-(3)-② 訪日外国人の言語・文化の理解促進と「おもてなし力」の向上

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
観光事業者連携モデル事業【再掲】	外国人観光客の増加を図ることを目的に、観光事業者の育成及び連携促進と地域観光資源の磨き上げのため、宿泊・飲食・小売・体験型観光事業者などの観光事業者及び学術機関が連携する機会をつくり、着地型旅行商品造成までの取組を支援します。	○	○	○	宮城県（観光課）
宮城オルレ推進事業【再掲】	韓国済州島発祥の観光資源を組み合わせた複数のトレッキングコース「オルレ」に本県でも取り組み、国内外の交流人口の拡大を図ります。	○	○	○	宮城県（観光課）
ハラール対応食普及促進事業	県内飲食店、宿泊施設等関係事業者のハラールの正しい理解とそれぞれの対応を促進し、ムスリム旅行者への「食」に関連したおもてなし対応の普及促進を目指して、ハラール対応セミナーの開催や県内事業者からの相談対応・専門家派遣、ムスリム向け試食会、トラベルガイドの作成等を行います。	○	-	-	宮城県（食産業振興課）
地域連携による石巻地域インバウンド推進事業	外国人観光客案内ガイドの育成研修やフォローアップ研修、事業者向けの実践的なインバウンド研修などに取り組みます。	○	○	○	宮城県（東部地方振興事務所）

3-(3)-③ 航空路線・二次交通等の交通網拡充とクルーズ船誘致

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
二次交通利用拡大事業【再掲】	被災沿岸部の一日も早い観光復興のため仙台空港から観光地への二次交通の充実を図ります。	○	○	○	宮城県（観光課）
仙台空港利用促進事業【再掲】	「仙台空港国際化利用促進協議会」を通じたエアポートセールスや就航地でのプロモーション、海外教育旅行促進の取組を行うことにより、仙台空港の利用促進を図ります。	○	○	○	宮城県（空港臨空地域課）
クルーズ船受入環境整備事業【再掲】	クルーズ船受入環境整備のため、仙台塩釜港及び石巻港のWi-Fi環境及び観光サイン等を整備します。	○	-	-	宮城県（港湾課）

※市町村等が実施する事業

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
インバウンド推進事業	外国人観光客誘客のため、海外へ向けてのPR活動、受入態勢の整備を行います。	○	○	○	白石市
みちのくおとぎ街道インバウンド推進事業【再掲】	外国人旅行者への国道113号線を活用した観光周遊ルート（通称：みちのくおとぎ街道）の確立により、二市二町のインバウンド観光誘客促進のため、ターゲットとする国において多角的なプロモーションを展開、外国人旅行者に対する接遇セミナー、現地旅行会社などの招へいを行います。	○	-	-	白石市，七ヶ宿町・山形県南陽市，山形県高島町

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
白石川堤一目千本桜ブランド化事業【再掲】	柴田町と大河原町の2町にわたる観光資源である白石川堤一目千本桜のブランド化を目指し、震災風評の払拭とインバウンド誘客を図るため、調査・人材育成、プロモーション活動などを行います。	○	—	—	柴田町・大河原町
SNSを活用した観光情報発信事業	外国人観光客誘客促進のためツイッター・フェイスブック等のSNSを活用し、旬な情報発信を図るほか、町PR動画の活用や情報機器接続のための環境整備を図ります。	○	○	○	村田町
観光周遊サイト「ぶらっとわたり」の運用【再掲】	点在する地域資源の結びつけを行い、誘客促進及び来訪者の周遊を促すため平成28年度に構築した観光周遊サイト「ぶらっとわたり」(6言語対応)を用い、観光情報を発信するとともに、周遊をサポートします。	○	○	○	亶理町
宮城県南4市9町インバウンド観光推進業務【再掲】	(一社)宮城インバウンドDMO, 民間企業, 観光客受入れ実践者及び自治体が連携し、インバウンド向けのコンテンツ, ツアー等を造成し、海外に対する情報発信を行います。	○	○	○	丸森町
インバウンド推進事業	台湾やタイをはじめとするアジア地域を主な対象市場とした外国人観光客の誘致促進のため、旅行博出展や海外メディア等の招請によるプロモーションのほか、滞在コンテンツの充実や外国人観光客の受入環境整備を行います。	○	○	○	仙台市
コンベンション誘致事業	国際会議等各種コンベンションの誘致, 助成制度等によるコンベンションの誘致促進を図ります。	○	○	○	仙台市
インバウンド資源発掘・プロモーション事業	国を挙げたインバウンド推進の取組を活用し、観光資源・観光素材の確認・発掘・磨き上げ, ターゲット国で開催される旅行博への参加やエージェント訪問を行う等のプロモーション活動, 外字パンフレットの作成やSNS等を活用し、誘客につながるような観光情報を発信します。	○	○	○	塩竈市
地域コンテンツを活かしたインバウンドスタートアップ事業	タクシー移動を地域コンテンツのひとつとして捉え, 車内での満足度を最大化するため, 外国人旅行者に特化した様々なサービスの企画やインバウンドタクシーを中心にした周遊ルートを造成します。	○	—	—	名取市
外国人観光客誘客事業	宮城県国際テーマ地区推進協議会のPR事業に参加し, 台湾や中国等への観光PRを行います。	○	○	○	多賀城市・七ヶ浜町, 松島町
“matsushima”プロモーション事業【再掲】	松島湾ダーランドによる広域的な連携による観光振興と訪日外国人に対して, 地元の子どもたちによる英語による観光ガイドを実践します。	○	○	○	松島町
台湾旅行エージェント等招請事業	大崎市の認知度向上及び旅行商品造成促進並びに大崎市への旅行者数の増加を目的として, 大崎市が重点市場に位置づけている台湾の旅行会社等を招請します。	○	○	—	大崎市

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
4市町連携によるインバウンド誘客事業	地域や県境を越えた連携強化により、外国人観光客の誘客を図るため、4市町連携した観光情報の発信、合同観光PRイベントを実施します。	○	○	○	登米市
インバウンド受入推進事業	市内観光施設・案内所、飲食店等への外国語表記やWifi対応表記等の推進を図るため、外国人受入に向けた外国語表記や受入時のシミュレーション等の各種研修会開催等を実施します。	○	○	○	石巻市
ISHINOMAKI TRAVEL SIM事業	来訪する訪日外国人観光客を対象としたFree SIMカードの配布、SIMカードを介したさまざまなサービス（通信環境、観光情報等）を提供します。	○	○	○	石巻市
サイクルツーリズムの推進	ツール・ド・東北を活かしたサイクルツーリズムを推進するため要素整理を図り、受入態勢等の整備に取り組みます。	○	○	○	女川町

戦略プロジェクト4：沿岸部のにぎわい創出

宿泊施設の再建支援など観光施設等の受入態勢整備支援を強化するとともに、国内外に向けて積極的な情報発信に努め、他圏域に比べ遅れている沿岸部への観光客の回復を図り、にぎわいを創出します。

4-(1) 魅力ある観光資源の磨き上げと正確な情報発信

4-(1)-① 沿岸部のにぎわいを創出する誘客事業

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
宮城オルレ推進事業【再掲】	韓国済州島発祥の観光資源を組み合わせた複数のトレッキングコース「オルレ」に本県でも取り組み、国内外の交流人口の拡大を図ります。	○	○	○	宮城県（観光課）
石巻地域サイクリング&トレッキング王国創造事業	DMO 法人「石巻圏観光推進機構」等と連携し、石巻地域のサイクリング及びトレッキングマップの作成など、魅力発信や受入体制の整備に取り組み、国内外からの誘客促進と広域観光の推進を図ります。	○	○	○	宮城県（東部地方振興事務所）

4-(1)-② 体験型観光・復興ツーリズムの推進

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
県外観光客支援事業	「みやぎ観光復興支援センター」及び「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置し、旅行会社や学校、企業に対して沿岸地域でのボランティアツアーや防災研修プログラム、モデルコース等に関わる情報を提供するとともに、沿岸地域の受入先とのマッチング・コーディネート支援を実施します。	○	○	○	宮城県（観光課）
沿岸部教育旅行等受入拡大事業	県外からの宿泊を伴う団体旅行を対象としたバス助成金事業を実施し、沿岸地域への誘客促進を図るほか、観光連盟の教育旅行担当職員を増員し、県内教育旅行素材の情報収集、ガイドブックやウェブサイトによる情報発信、学校訪問によるPR等、誘致活動体制の強化を図ります。	○	○	○	宮城県（観光課）
みやぎ農山漁村交流促進事業【再掲】	都市と農山漁村の交流促進を図るなど新しいひとの流れをつくるグリーン・ツーリズムの活動を支援するため、農林漁業体験受入れに取り組む団体を対象として、宿泊体験や情報発信 PR 活動等に係る事業費を補助します。	○	○	○	宮城県（農村振興課）
次代につなぐ産業復興ツーリズム推進事業	観光振興と次代を担う人材の育成を図るため、地域の小中学生が産業現場を巡る学習旅行等を実施します。	○	○	○	宮城県（東部地方振興事務所）
石巻地域サイクリング&トレッキング王国創造事業【再掲】	DMO 法人「石巻圏観光推進機構」等と連携し、石巻地域のサイクリング及びトレッキングマップの作成など、魅力発信や受入体制の整備に取り組み、国内外からの誘客促進と広域観光の推進を図ります。	○	○	○	宮城県（東部地方振興事務所）

4-(1)-③ 沿岸部の風評を払拭する正確な情報発信

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
SNSを活用したICT観光情報発信事業【再掲】	観光情報の収集方法として利用頻度の高いSNSを始めとしたICTによる情報発信を強化します。	○	○	○	宮城県（観光課）
震災復興広報強化事業	風化防止、支援継続につなげるため、復興状況の「今（いま）」を県内外に対し各種媒体を活用して情報発信を行うとともに、行政庁舎18階県政広報展示室内に開設した「東日本大震災復興情報コーナー」において復興情報を提供します。	○	○	○	宮城県（震災復興推進課）
首都圏復興フォーラム運営事業	東日本大震災の風化防止と震災復興に対する全国からの幅広い支援の継続を訴えるため、青森・岩手・福島の前被災各県と連携し、被災地の復興状況や復興に向けた取組を首都圏の住民やマスコミに広く情報提供するフォーラムを開催します。	○	○	○	宮城県（震災復興推進課）
県外向け広報事業【再掲】	本県の知名度向上を図り、本県への誘客と県産食材・物産等の購入促進を図るため、テレビ番組を制作・放送し、宮城の観光資源や食材・物産、復興の状況等をPRします。	○	○	○	宮城県（広報課）

4-(2) 観光施設等の再建と受入態勢整備強化

4-(2)-① 観光・宿泊施設等の再建・整備支援

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
観光施設・再生立地支援事業（再生支援型）	震災により被害を受けた観光事業者が行う施設・設備等の復旧に対して、経費の一部を支援します。	○	○	○	宮城県（観光課）
沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業	沿岸部に集客力の高い宿泊施設や観光集客施設を設置する事業者に対して補助金を交付することにより、宿泊などを伴う消費効果の高い観光客を誘致し、沿岸部の活性化を図ります。	○	○	○	宮城県（観光課）

4-(2)-② 沿岸部道路・観光案内板・歩道等の再整備

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
インバウンド対応多言語観光サイン整備事業【再掲】	外国人観光客が安心して旅行できる環境を整備するため、多言語案内看板や誘導看板を整備します。	○	○	○	宮城県（観光課）

※市町村等が実施する事業

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
「防災・復興ツアー」・「教育旅行」等支援事業	防災・復興を素材とした受入体制を整備するため、素材整理、受入団体、行政、DMOなどとの情報共有体制の構築や素材活用研修開催、教育機関へのプロモーションを行います。	○	○	○	石巻市

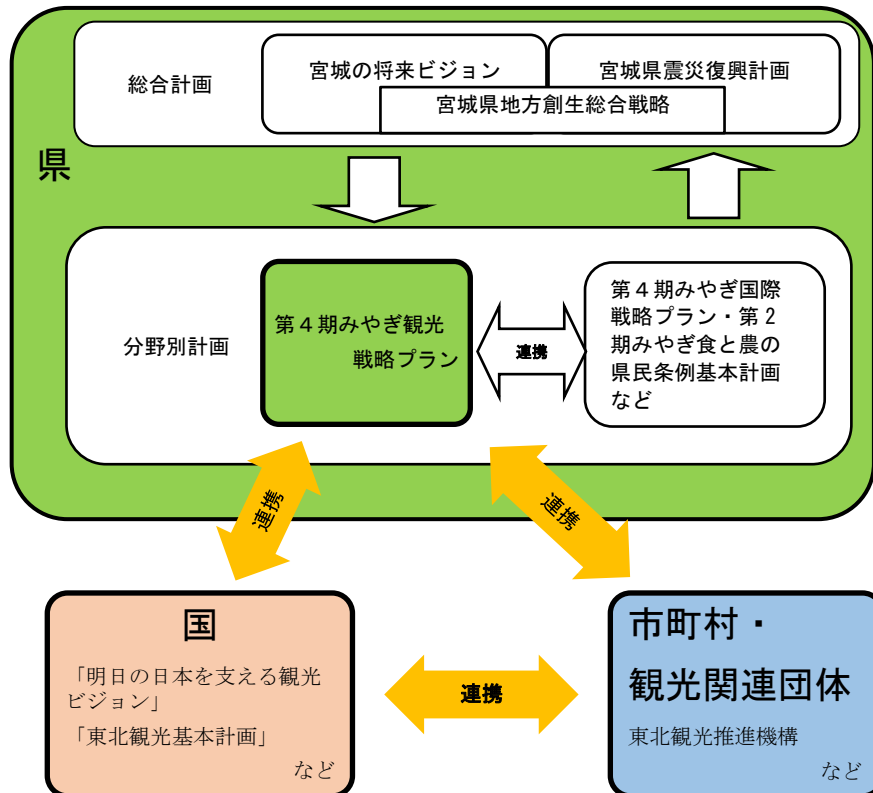
事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
復興地域観光ルート構築事業	震災による被害が特に大きかった地区における観光ルートの構築のため、雄勝・牡鹿・北上地区内に復旧整備される観光施設等を中心とした、地区内周遊ルートの構築を行います。	○	○	○	石巻市
石巻フィルムコミッション事業	石巻市における映画・ドラマの素材となり得るものの情報提供や撮影協力を行い、撮影地による知名度向上を目指します。	○	○	○	石巻市
SNS を活用した情報発信	フェイスブックによるイベント等の情報提供や関連団体などの定期的な情報提供を図るほか、インスタグラムなどによるリアルタイムな情報発信を行います。	○	○	○	石巻市
サイクルツーリズム推進事業	ツール・ド・東北を活用したサイクルツーリズムの推進を図るため、大会開催日以外でもライダーがサイクルツーリズムを満喫できるようなハード、ソフトの整備を実施します。	○	○	○	石巻市
みちのく潮風トレイル活用事業	三陸復興国立公園内に整備されたみちのく潮風トレイル女川・石巻コースの活用のため、トレイルコースのプロモーションや案内板等整備、ガイド育成、維持管理などを行います。	○	○	○	石巻市
海水浴場整備事業	被災した3か所の海水浴場（渡波長浜・北上白浜・雄勝荒浜海水浴場）の復旧と再開を行います。	○	○	○	石巻市
牡鹿地区拠点施設整備事業	牡鹿ホエールランド及び観光物産交流施設等を牡鹿地区旧市街地の拠点地域内に整備します。	○	○	—	石巻市
雄勝地区拠点施設整備事業	雄勝硯伝統産業会館、観光物産交流施設等を、雄勝地区旧市街地の拠点地域内に整備します。	○	○	—	石巻市
北上地区拠点施設整備事業	北上観光物産交流施設、環境省ビジターセンター等を、北上町十三浜地区に整備します。	○	—	—	石巻市
震災遺構伝承事業	大川、門脇小学校の震災遺構として保存することにより、震災伝承、防災教育素材としての活用を図ります。	○	○	○	石巻市
いしのまき復興感謝の集い	東日本大震災以後、石巻市へ支援をいただいた方々へ感謝の気持ちを込めたイベントを開催します。	○	○	○	石巻観光協会
観光周遊サイト「ぶらっとわたり」の運用【再掲】	点在する地域資源の結びつけを行い、誘客促進及び来訪者の周遊を促すため、平成28年度に構築した観光周遊サイト「ぶらっとわたり」（6言語対応）を用い、観光情報を発信するとともに、周遊をサポートします。	○	○	○	亶理町
震災語り部の会事業	震災の記憶を後世に語り継ぐため、被災時の状況、復興までの歩みをバスに同乗しガイドするため、ガイド利用の受付及び語り部の派遣、ガイドの育成を行います。	○	○	○	亶理町観光協会

事業名	事業概要	事業年度			事業主体
		30	31	32	
復興観光 PR・復興キャラバン事業	町への誘客を呼び込むための魅力発信や水産加工品等の需要拡大を図ることを目的に、エージェント等への着地型観光情報の提供や全国での復興観光 PR 事業展開を行います。	○	○	○	女川町・女川町観光協会
復興観光情報の発信	ウェブサイト、パンフレット等により復興観光情報を発信し、県内外の誘客強化を図ります。	○	○	○	女川町・女川町観光協会
まつりイベントの充実	震災後、中止となっている「女川みなと祭り」を復活させるため、相互連携や受入体制整備に努め、平成 32 年に（仮称）女川みなと祭りを実施します。	—	—	○	女川町・女川町観光協会・女川町商工会
復興観光語り部ガイド事業	東日本大震災時の被害や復旧・復興状況を伝え、町のふるさと再生を知っていただくとともに、防災意識の向上を図るほか、女川町観光協会を中心に震災の経験を伝承するとともに、新たなまちの姿を紹介します。また、町内ボランティアガイドの育成・活用を図り、ガイドの質の向上に取り組みます。	○	○	○	女川町観光協会
公共施設等案内誘導看板整備事業	観光客等に分かりやすくするため、区画整理事業エリアと統一したサイン案内板を整備します。	○	—	—	女川町

第5章 みやぎの観光の飛躍に向けた取組の進め方

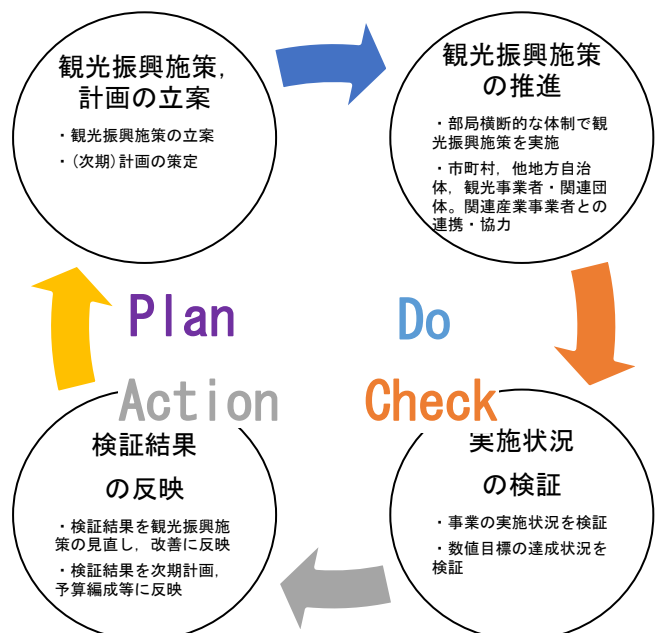
1 各種計画の連携

本プランの推進に当たっては、県政運営の基本方針である「宮城の将来ビジョン」と東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」、さらにはこれらの推進力となる「宮城県地方創生総合戦略」の下、県の「第4期みやぎ国際戦略プラン」などの分野別計画や国における「明日の日本を支える観光ビジョン」、「東北観光基本計画」、東北観光推進機構の「第3期中期実施計画」など各種計画との連携に努めます。



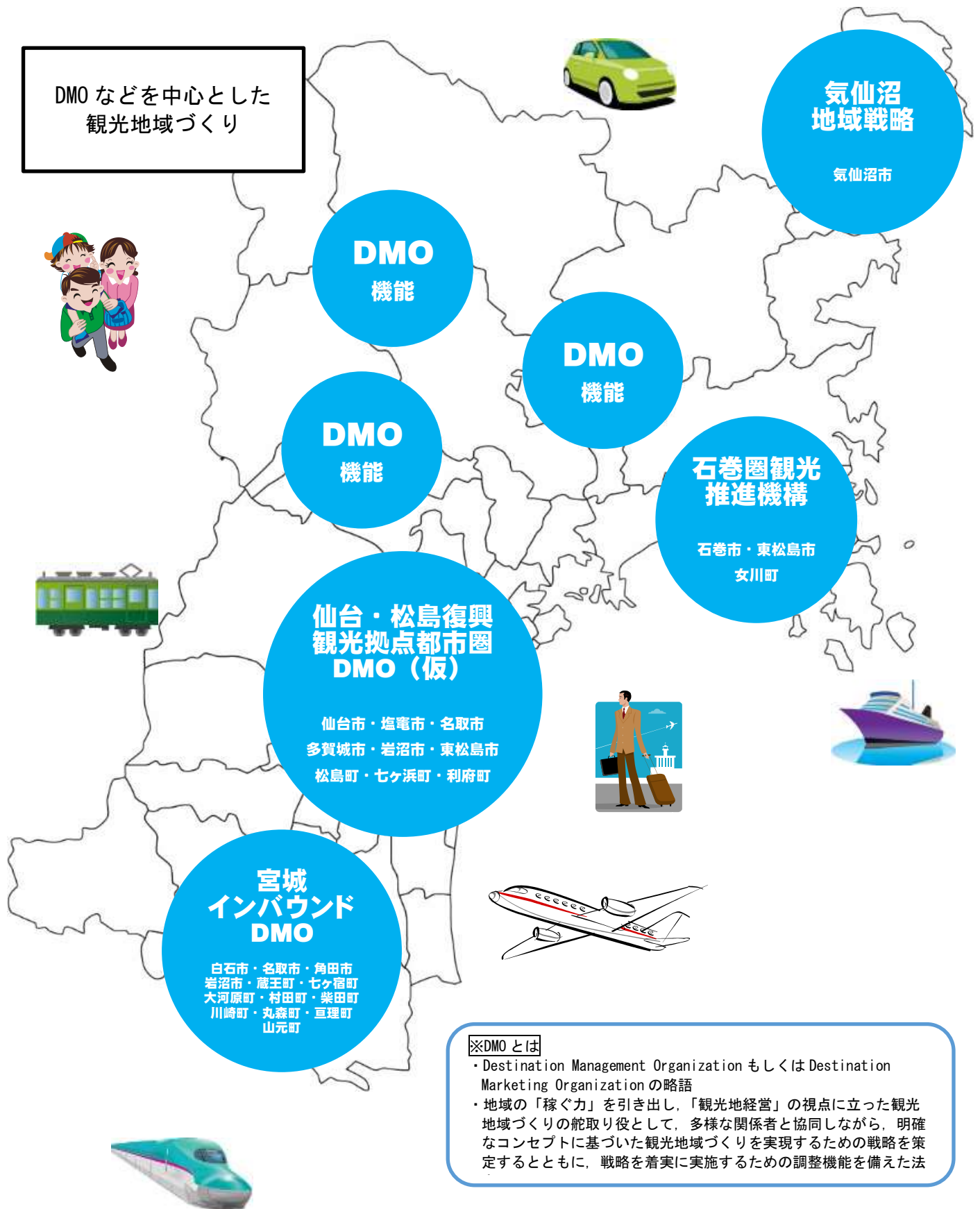
2 進行管理と推進

本プランの進行管理に当たっては、社会情勢の変化に対応するため、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、毎年度事業の達成状況を検証し公表するとともに、その結果を観光再生の取組に反映させることにより、着実な推進を図ります。



3 各地域におけるDMO(※)などを中心とした観光地域づくりと東北の連携のイメージ

県内の各地域でDMOなどを中心として、宮城県のみならず、市町村、県民、観光事業者、観光関連団体や関連する多くの産業の関係者がプランの実現に向けて連携し、宮城



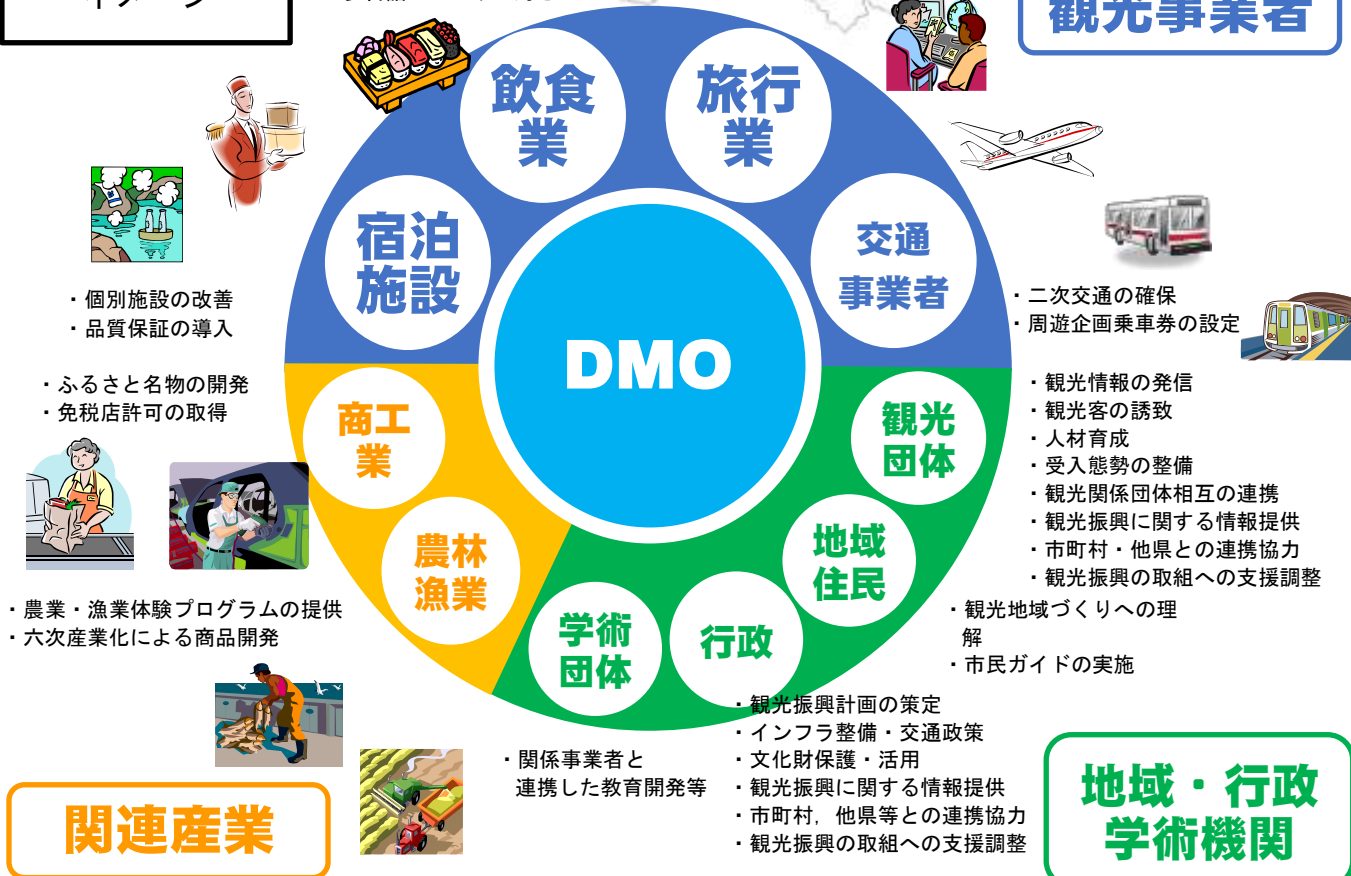
東北の連携と観光客
周遊の好循環

東北6県の
連携

観光地域づくり
イメージ

- ・「地域の食」の提供
- ・多言語・ムスリム対応

観光事業者



関連産業

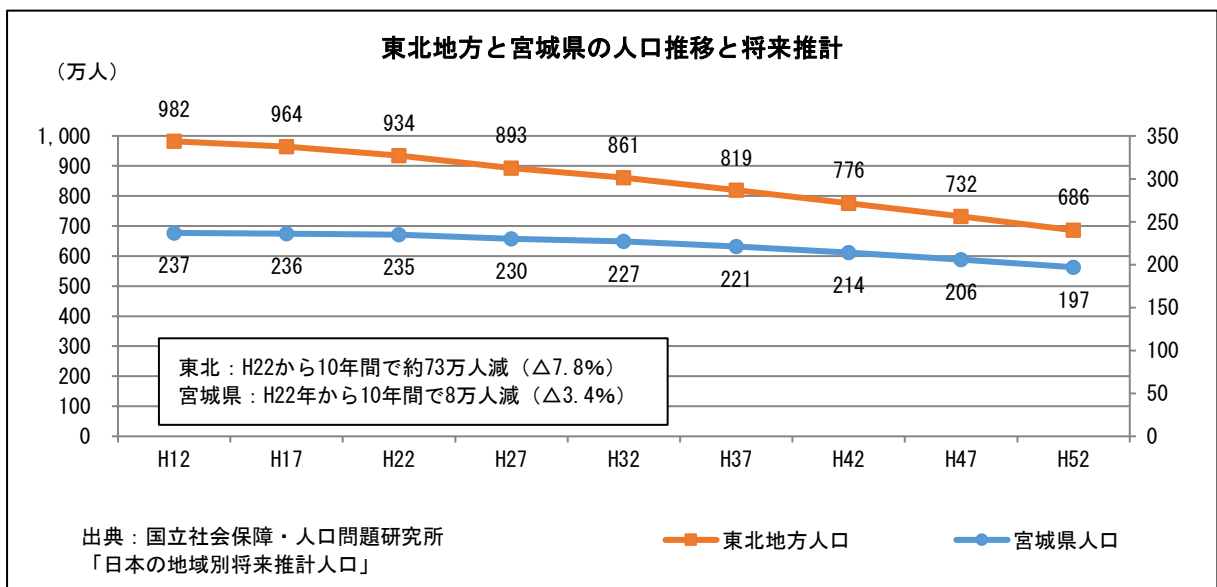
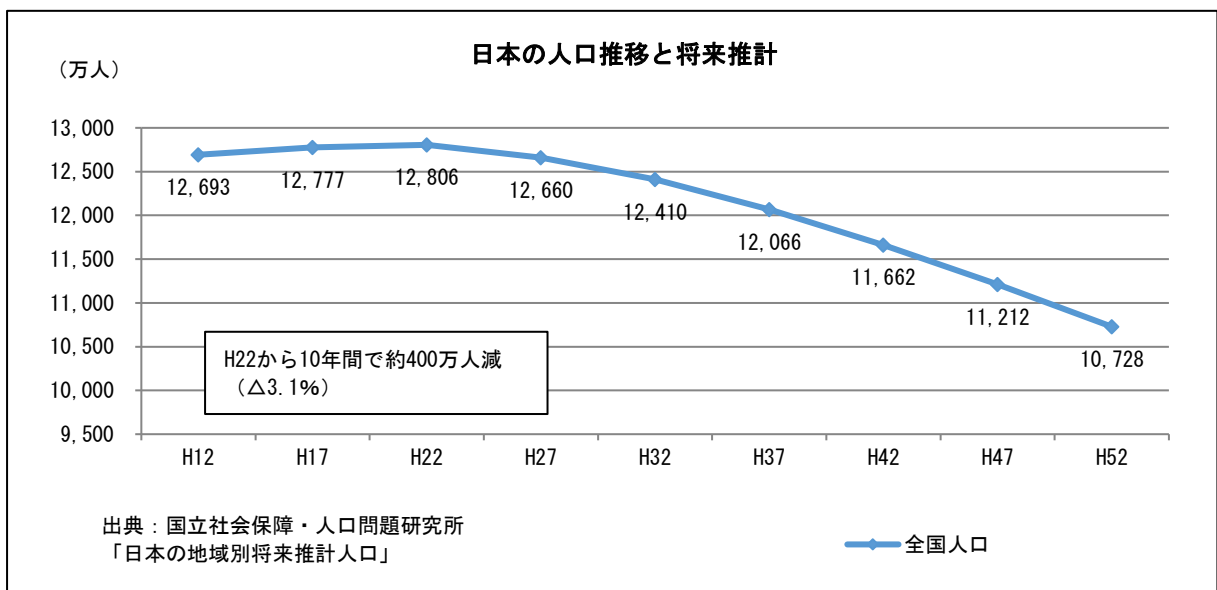
地域・行政
学術機関

1 観光に関する環境変化

観光を取り巻く環境は、「第3期みやぎ観光戦略プラン」策定時から大きく変化しており、「第4期みやぎ観光戦略プラン」策定に当たって必要となるこれらの環境変化について整理します。

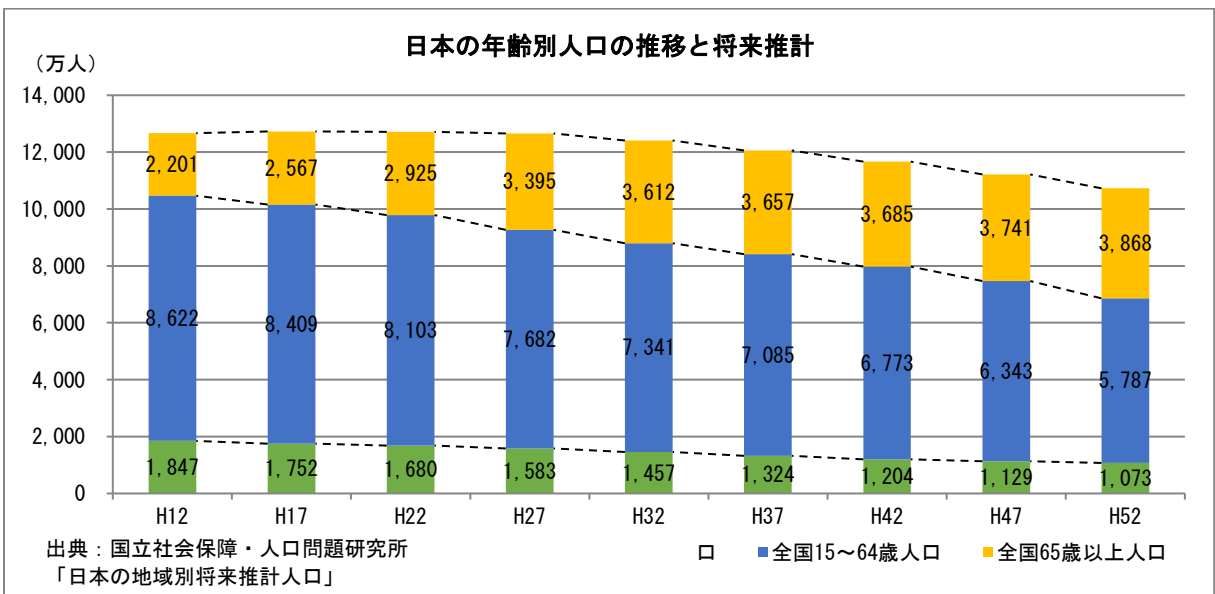
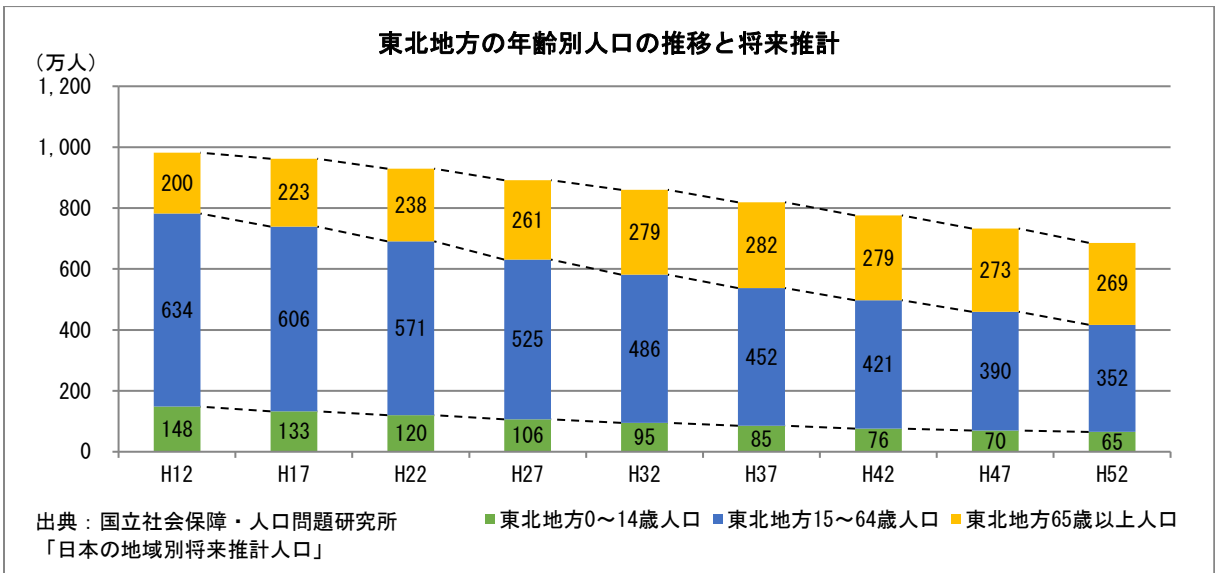
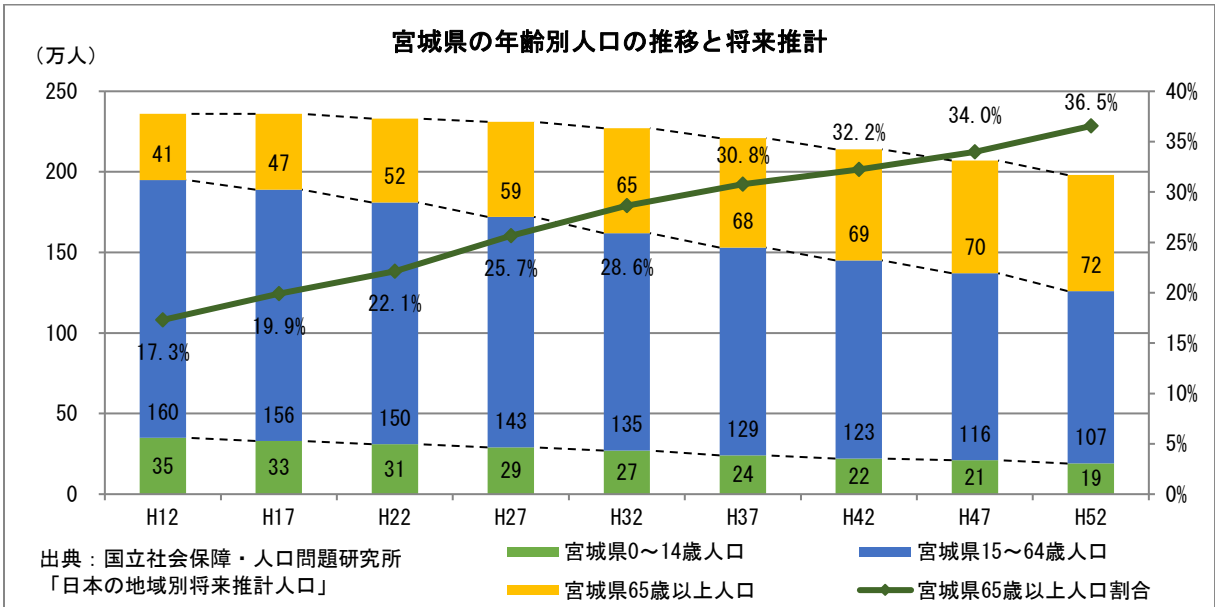
(1) 人口動態 ～ 人口減少・高齢化の本格化 ～

我が国の人口は、平成22年をピークとして減少に転じており、その10年後の平成32年には約400万人減の1億2,409万人まで減少すると予測されています。東北地方及び宮城県は、全国の減少率を上回る減少局面にあります。これらの人口の動向を踏まえると、地域経済の活性化を図るには、国内観光の振興を図るだけでなく、海外との観光交流の推進が不可欠です。



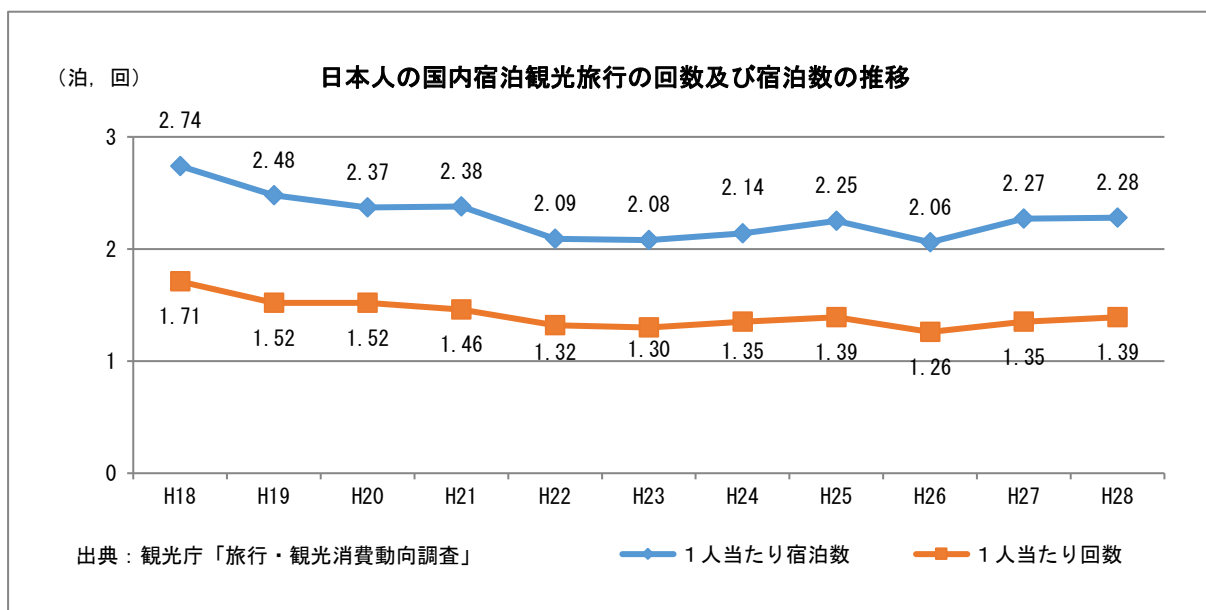
人口減少と並行して高齢化が進行しています。平成22年には2,925万人だった我が国の65歳以上の高齢者人口は、10年後の平成32年には約687万人増の3,612万人まで増加すると予測されています。東北地方及び県の高齢者人口も同様に増加局面にあり、県の平成32年の高齢化率は28.6%と、3.5人に1人が高齢者になると想定されています。急激な少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少や消費の縮小等により、経済全体の規模が縮小していくことが懸念されています。

一方で、時間の余裕と経済力のあるシニア世代の増加を背景に、観光分野ではシニア世代の観光需要の増加が期待されています。



(2) 国内旅行の状況 ～ 全国的には東日本大震災の影響からほぼ回復 ～

観光庁によると、平成 28 年における国民一人当たりの国内宿泊観光旅行回数は 1.39 回、宿泊数は 2.28 泊と推計されています。また、平成 28 年の日本人の国内観光旅行者数は、日帰り旅行については延べ 2 億 880 万人、宿泊旅行については延べ 1 億 7,348 万人となりました。いずれも東日本大震災前と同水準となっています。



平成 28 年の日本人の国内観光旅行者数（出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」，「宿泊旅行統計調査」）

種別	旅行者数	H22 年比
日帰り旅行	延べ 2 億 880 万人	+8.3%
宿泊旅行	延べ 1 億 7,248 万人	+1.7%

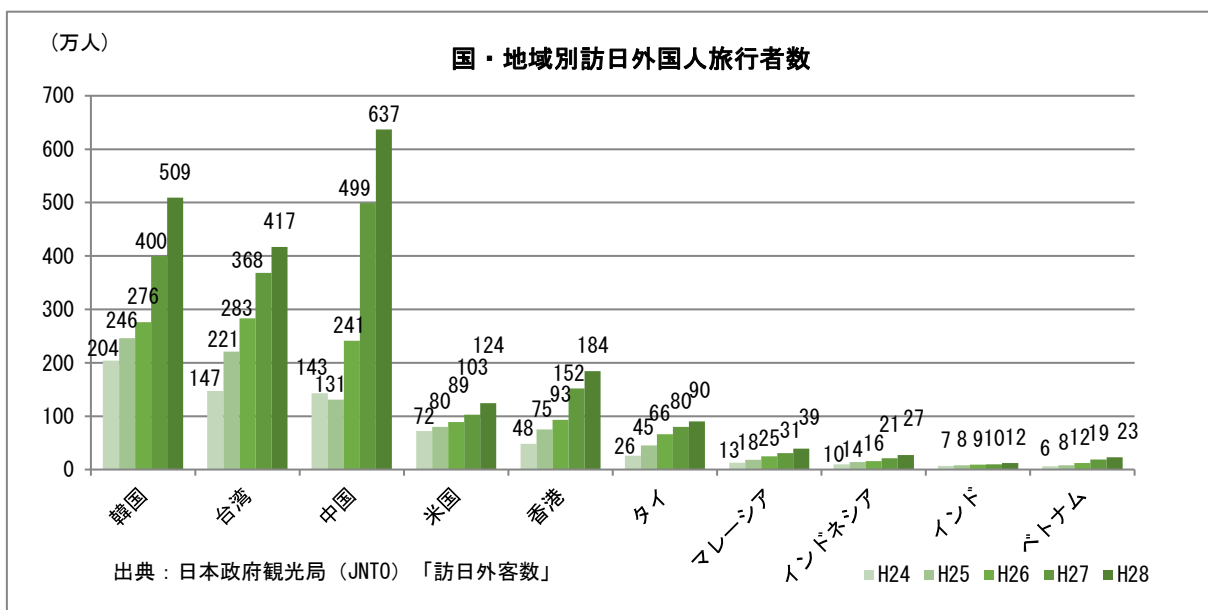
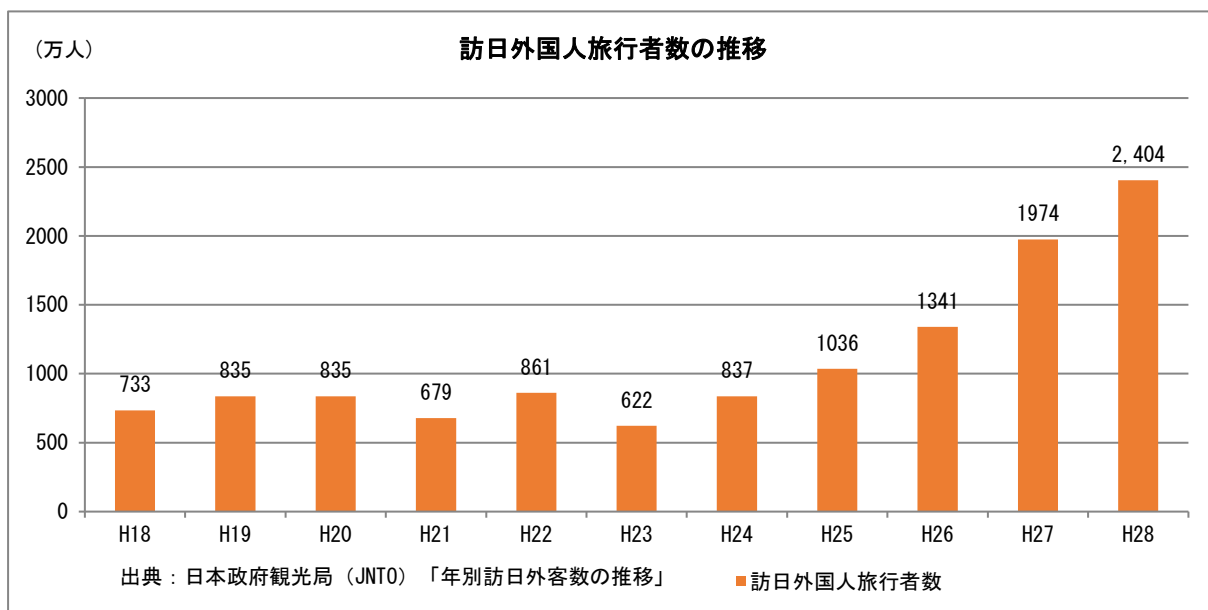
国や地方自治体が管理する空港の運営を民間に委託できるようにする「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」により、仙台空港が平成 28 年 7 月に国の管理空港として全国で初めて民営化され、滑走路や旅客ビル等の一体的な経営を行うことによって、弾力的かつ効率的な空港運営が可能となりました。また、民営化以降、国際線の新規就航や増便による空港路線の拡充、仙台空港を発着するバス路線の開設、空港施設のリニューアルオープンなどが行われ、平成 29 年 9 月にピーチ・アビエーションが仙台空港を拠点化するとともに、台北便と札幌便が就航するなど、民営化を契機として宮城・東北の交流人口の一層の拡大と地域の活性化が見込まれます。

また、平成 27 年 3 月の北陸新幹線の金沢開業や平成 28 年 3 月の北海道新幹線の新函館駅開業など、新たな高速交通網が整備され観光客の行動範囲が一層広がっており、国内外からの誘客を巡る日本国内の他地域との観光交流の活性化が期待できます。

時期	開業地域	所要時間等
平成 27 年 3 月	北陸新幹線 金沢開業	東京－金沢間 約 2 時間 30 分 (新幹線延伸前 約 3 時間 50 分, 約 1 時間 20 分短縮) 東京－富山間 2 時間 7 分 (新幹線延伸前 約 3 時間 11 分, 約 1 時間短縮)
平成 28 年 3 月	北海道新幹線 新青森・新函館間	東京－新函館 約 4 時間 9 分 (新幹線延伸前 約 5 時間 10 分, 約 1 時間短縮) 仙台－新函館 約 2 時間 37 分

(3) 訪日旅行の状況 ～ 国全体のインバウンドは回復 ～

平成 28 年の訪日外国人旅行者数は過去最高の 2,404 万人となり、初めて 2,000 万人を突破しました。クルーズ船寄港数の増加や航空路線の拡充、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションに加え、ビザの緩和、消費税免税制度の拡充等などが要因であると考えられます。国別では、台湾、香港、タイ、マレーシアなど多くの国々からの訪日外国人旅行者が過去最高を記録しました。

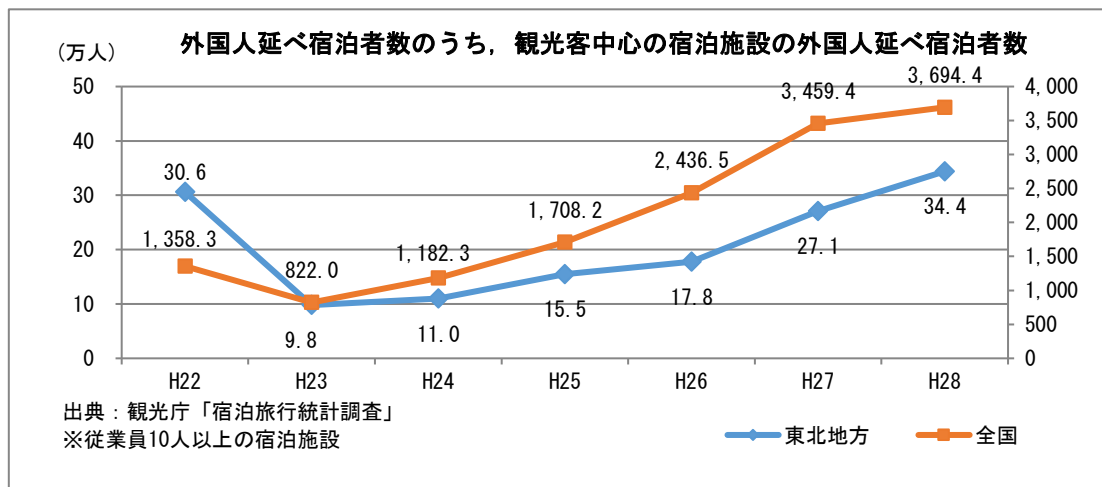
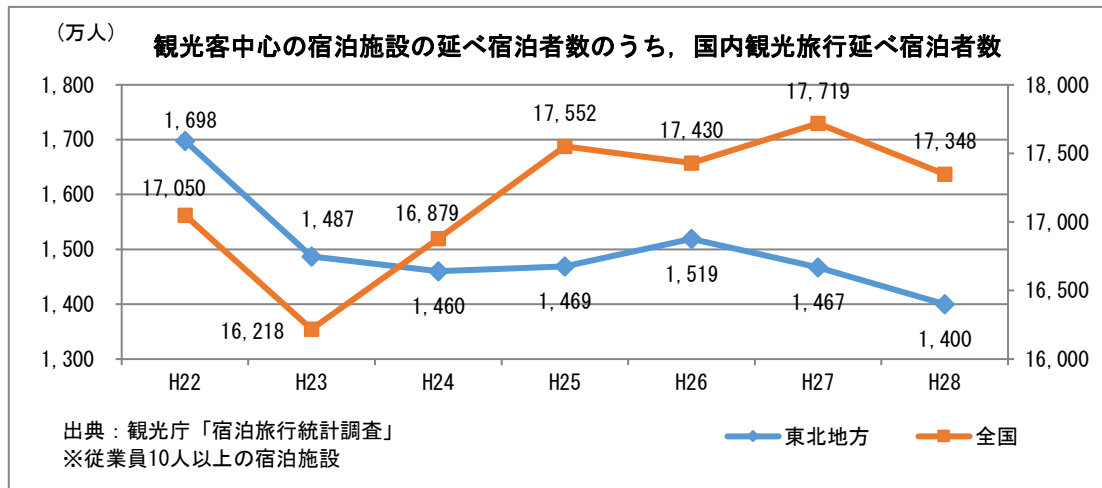
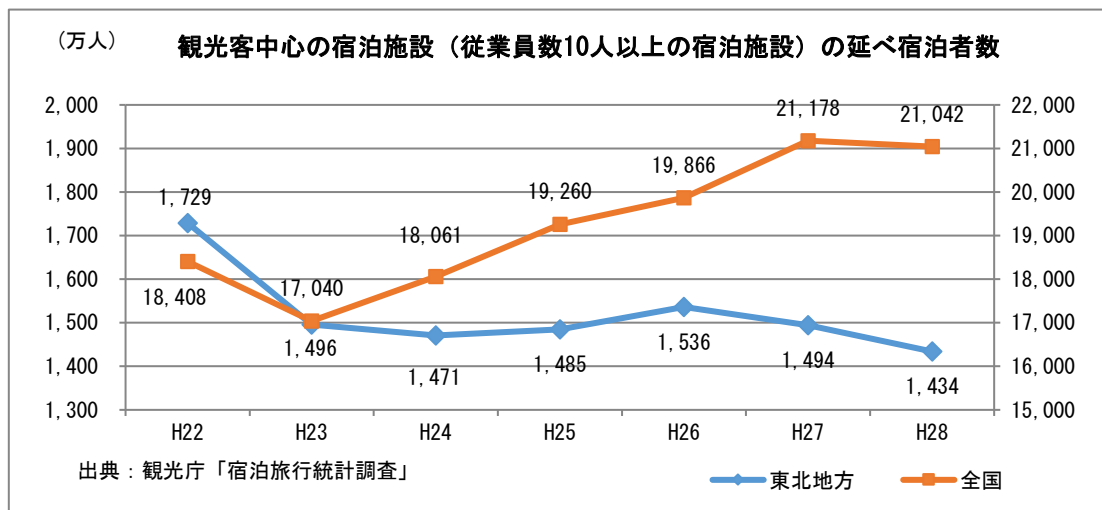


政府は、平成 28 年 3 月に開いた「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」で、政府の成長戦略で定めた 2030 年（平成 42 年）までに訪日外国人旅行者数を年間 6,000 万人とする目標の実現に向けた「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」を決定しました。訪日外国人旅行者数は、特に東アジアや東南アジアからの旅行者がビザの緩和等で増加傾向が続いています。欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーションを行うなど、幅広く観光客の誘致に力を入れることになっています。

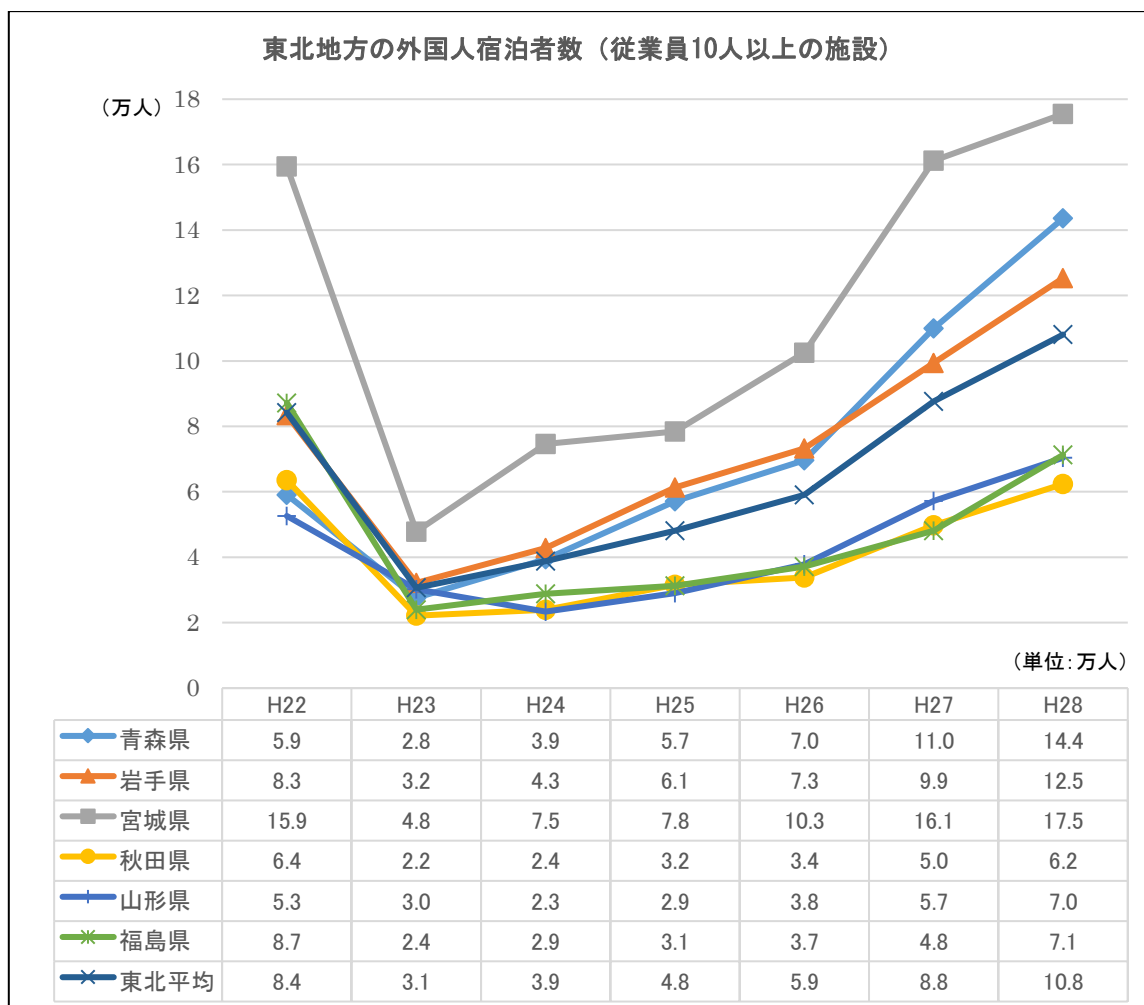
その他、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の決定を契機として、訪日外国人の増加が見込まれます。また、東日本大震災の被災地では、サッカーの予選や聖火リレーなどが行われる予定となっていることから、外国人観光客の受入環境の整備など、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据えた対応が求められます。

(4) 東北地方の状況 ～ 東日本大震災及び風評被害からの観光の回復の遅れ ～

一方、東日本大震災で太平洋沿岸部の観光施設等が壊滅的な被害を受けた東北地方では、被災した集客施設等の復旧支援や各県での観光キャンペーンなどにより国内外からの観光客の誘致に努めているものの、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害や宿泊施設等の復旧の遅れなどが影響し、平成28年の観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数は約1,434万人（震災前比△約17%）、国内観光旅行延べ宿泊者数は約1,400万人（震災前比△約17%）と、全国に比べ観光の回復が大きく遅れています。また、観光客中心の外国人延べ宿泊者数は約34.4万人（震災前比+約12%）と、全国に比べ震災前比で伸び悩んでいます。



東北地方の中での外国人宿泊者数（ビジネス目的含む。）の推移を見ますと、宮城県は平成 28 年 17.5 万人（震災前比+約 11%）と震災前の水準を上回って伸びておりますが、青森県は 14.4 万人（震災前比+約 144%），また、岩手県は 12.5 万人（震災前比+約 51%）と、北海道新幹線の開業などを契機に著しい伸びをみせています。

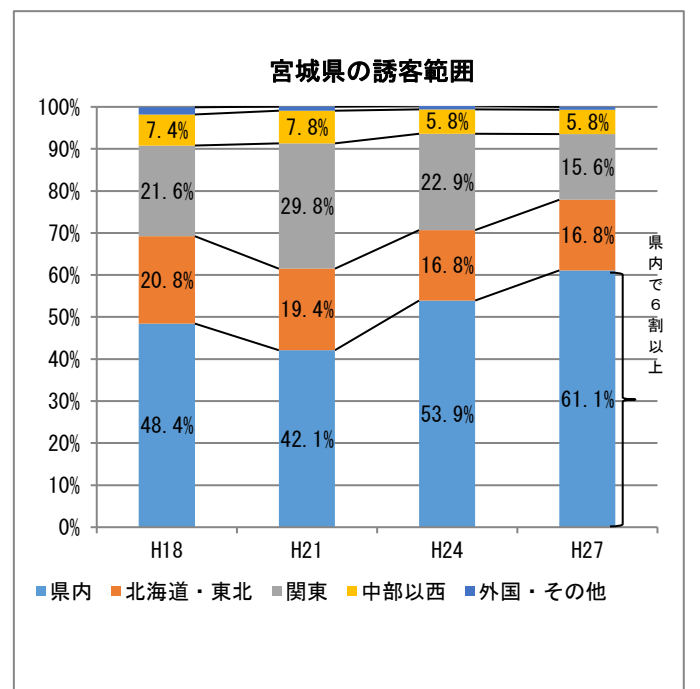
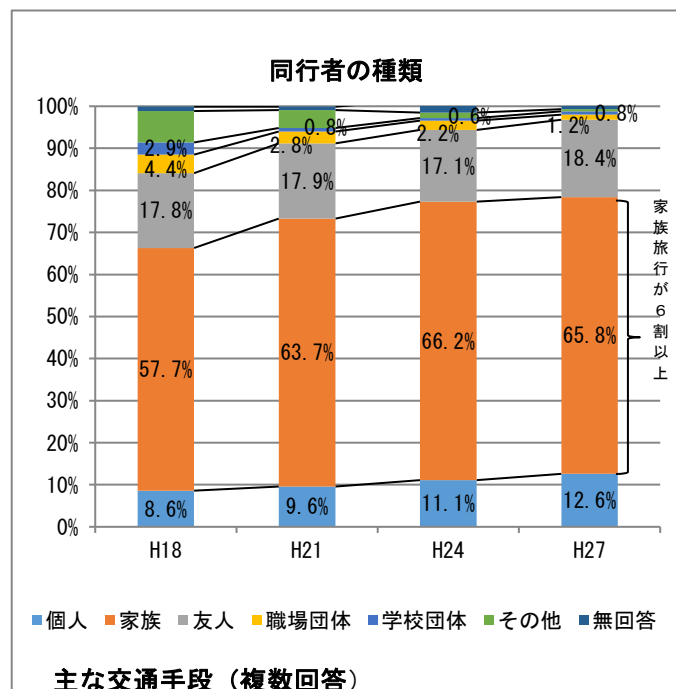
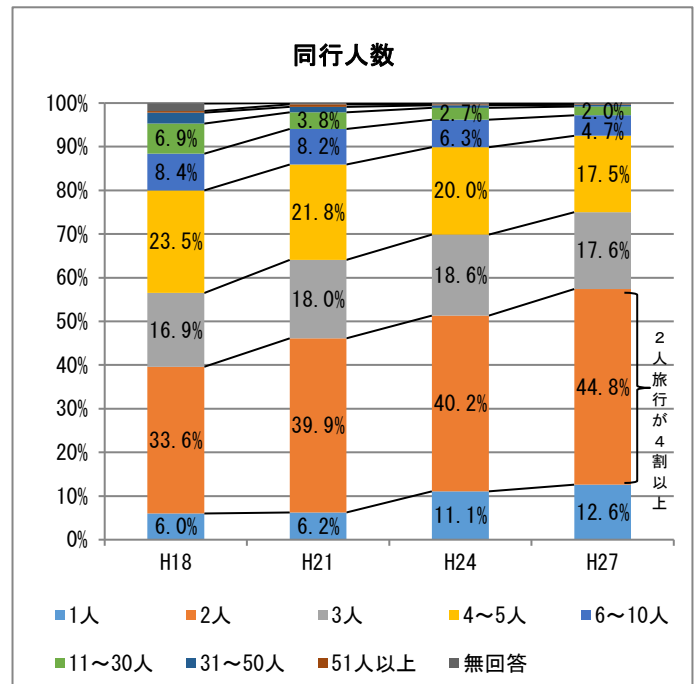
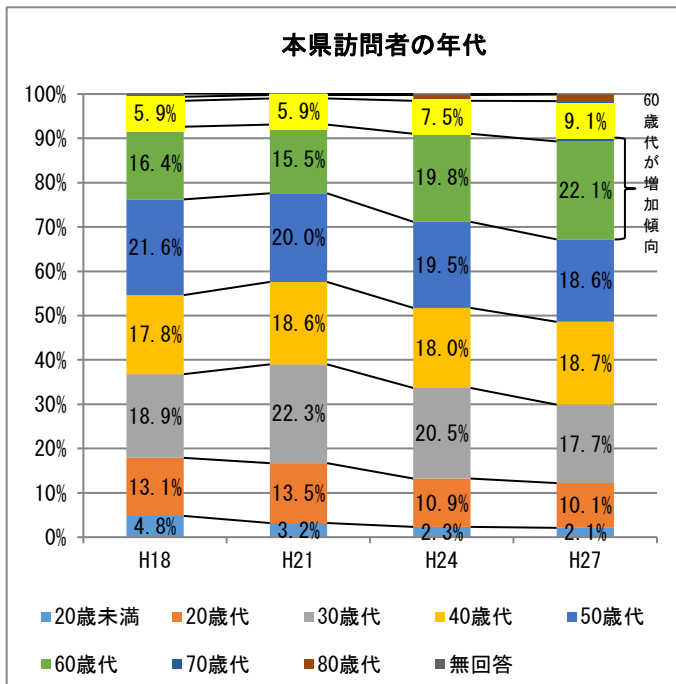


出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

2 本県訪問者の姿

県では、観光客の実態を把握し、観光動向や県経済に与える効果等について調査を実施しており、県内の主要観光地点で実施した調査結果を整理しました。(出典：全て宮城県観光課調べ)

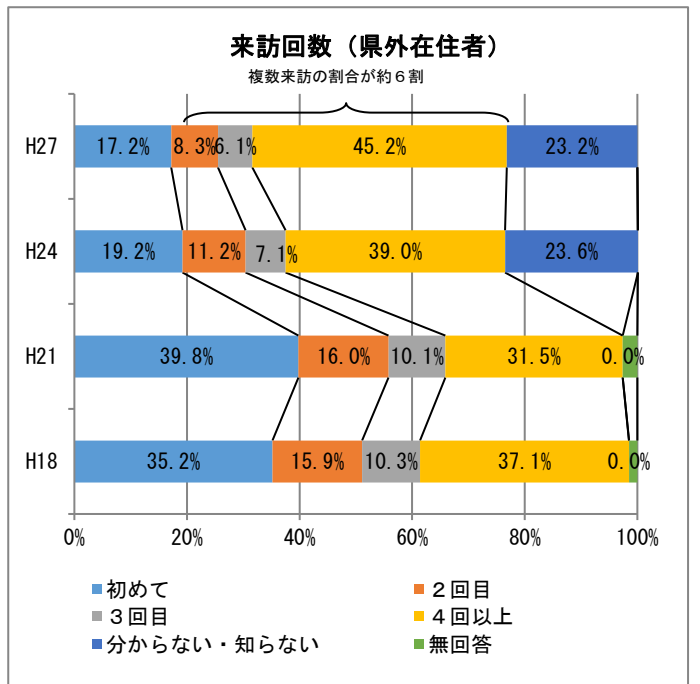
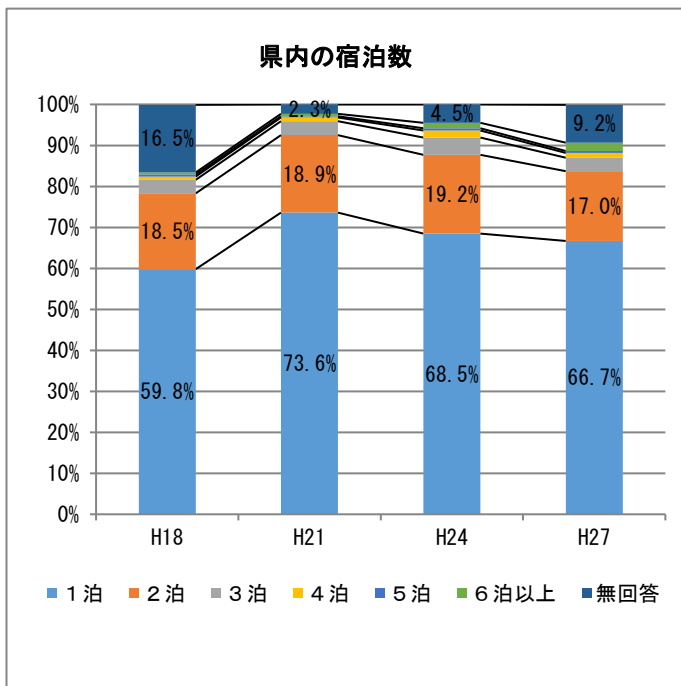
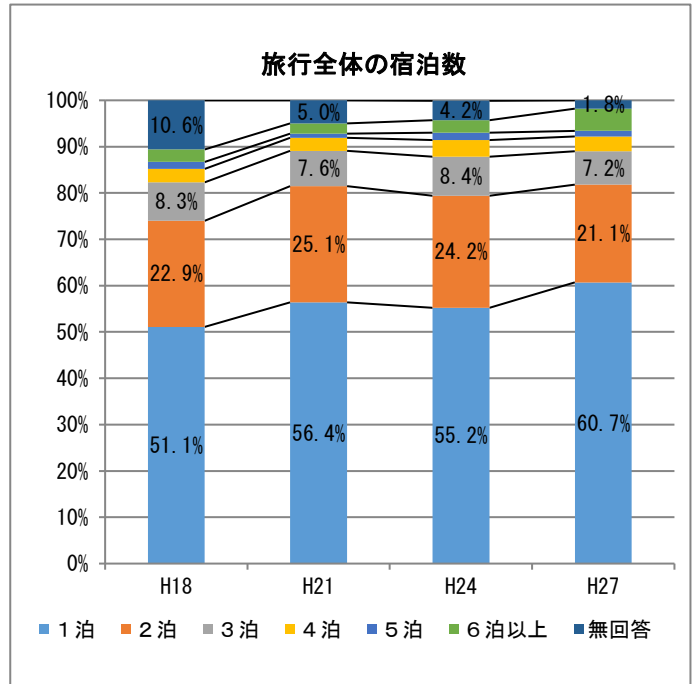
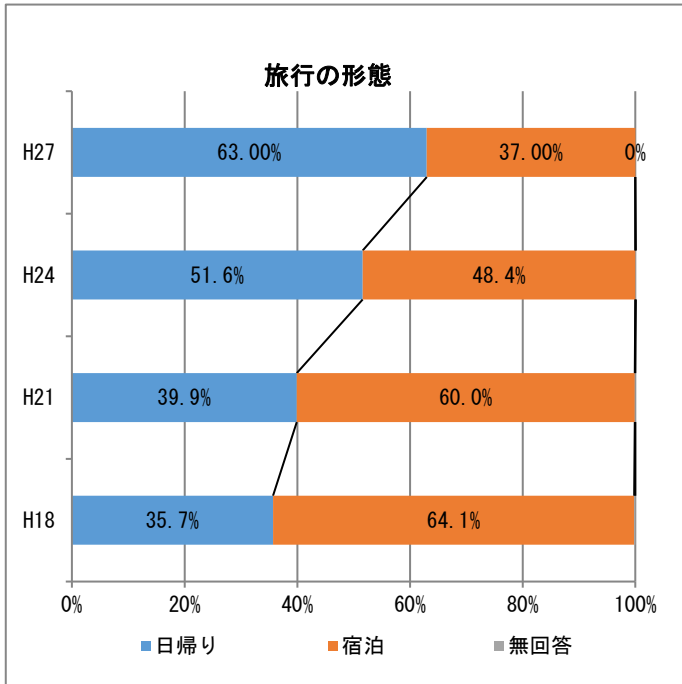
- 年代は、20歳代から60歳代まで幅広い方々が訪れているが、近年は60歳代が増加傾向
- 同行人数は、2人旅行が4割以上、また、1人旅行が増加傾向
- 同行者の種類は、家族旅行が6割以上、個人旅行が増加傾向
- 誘客範囲は、県内が6割以上を占める。中部以西は1割未満
- 交通手段は、自家用車が7割以上を占める。



主な交通手段（複数回答）

	H18	H21	H24	H27
1位	自家用車 66%	自家用車 70.8%	自家用車 72.1%	自家用車 70.3%
2位	新幹線 12.4%	新幹線 13.8%	新幹線 11.6%	新幹線 8.3%
3位	貸切バス 9.1%	鉄道 7.0%	その他 10.4%	鉄道 7.3%
4位	鉄道 6.8%	貸切バス 5.9%	鉄道 8.2%	その他 5.3%

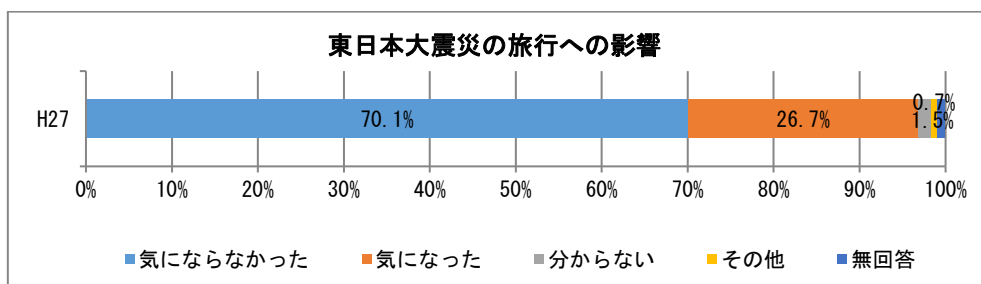
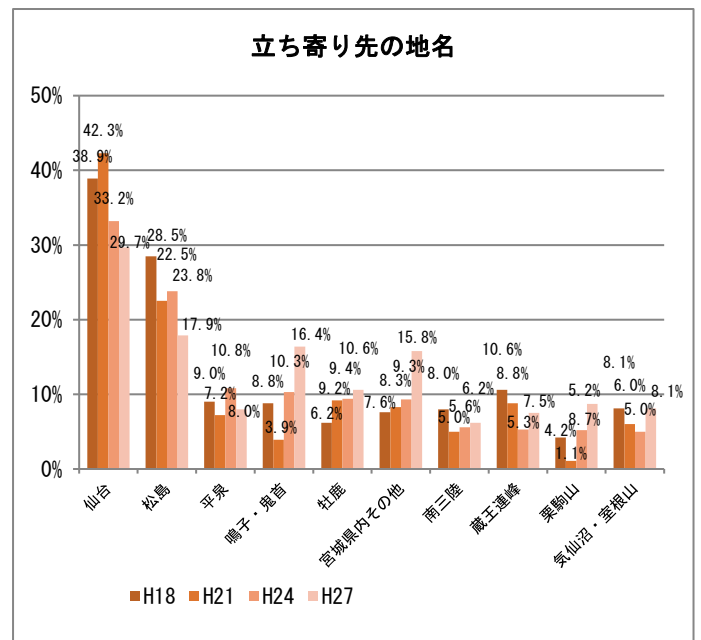
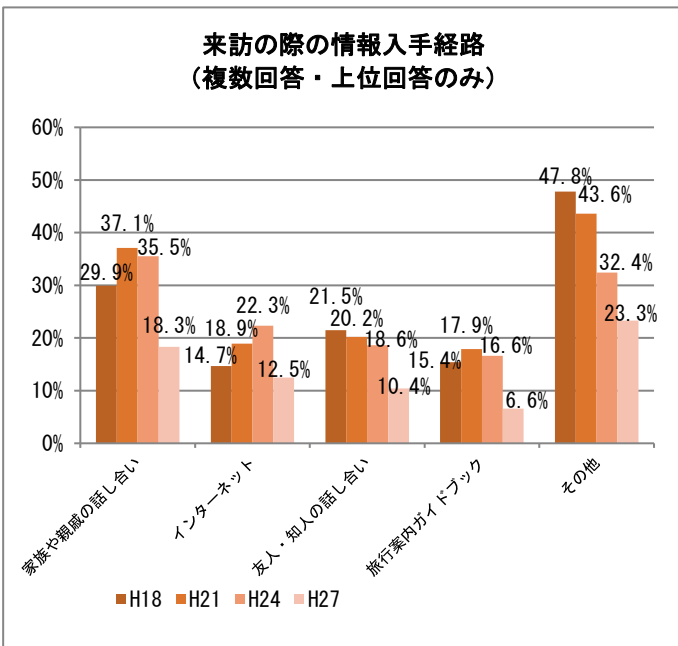
- 旅行形態は、日帰り旅行が増加傾向にあり、平成 27 年は 6 割以上
- 旅行全体の宿泊数は 1 泊が半数以上を占め、2 泊は約 2 割を占める。
- 県内の宿泊数は、6 割以上が県内に 1 泊、2 割弱が県内に 2 泊している。
- 複数回来訪している割合は約 6 割を占める。



- 来訪理由は「自然の美しさややすらぎ」、「温泉や郷土料理」を目的に訪れる割合が一貫して高い。平成24年、27年の「自然の美しさややすらぎ」を求める割合は約5割を占めて特に高い。なお、平成27年の調査では、「被災地支援や被災地視察」の来訪理由が1割未満となった。
- 情報入手経路は、「家族や親戚の話し合い」が約2割を占める。
- 立ち寄り先の地名は、仙台及び松島を訪れる観光客の割合が多い。また、鬼首・鳴子が上昇している。
- 東日本大震災の旅行への影響については、「気にならなかった」の割合が7割を超えた。

来訪理由（複数回答）

	H18	H21	H24	H27
1位	自然の美しさややすらぎを求めて32.1%	自然の美しさややすらぎを求めて34.5%	自然の美しさややすらぎを求めて54.7%	自然の美しさややすらぎを求めて47.5%
2位	温泉や郷土料理などを楽しむため26.7%	温泉や郷土料理などを楽しむため33.7%	温泉や郷土料理などを楽しむため39.6%	温泉や郷土料理などを楽しむため36.8%
3位	距離が手ごろであるため22.9%	距離が手ごろであるため20.9%	訪れたい名所・旧跡があるため23.4%	訪れたい名所・旧跡があるため23.5%
4位	以前にも訪れたことがあるため14.9%	訪れたい名所・旧跡があるため19.5%	距離が手ごろであるため18.4%	距離が手ごろであるため19.6%
5位	訪れたい名所・旧跡があるため12.2%	この場所のお祭りやイベントのため15.5%	以前にも訪れたことがあるため14.4%	以前にも訪れたことがあるため15.7%
6位	費用が手ごろであるため11.8%	以前にも訪れたことがあるため13.4%	訪れたい観光施設があるため12.7%	訪れたい観光施設があるため10.1%
7位	利用したい宿泊施設があるため10.9%	訪れたい観光施設があるため10.7%	被災地支援や被災地を視察したいと思ったため11.4%	被災地支援や被災地を視察したいと思ったため8.0%



3 第4期みやぎ観光戦略プランの策定経過

年月日	策定経過	備考
平成29年1月26日	みやぎ観光創造県民会議	第3期プランの現状と課題整理
平成29年6月5日	産業振興審議会	プランの策定案について諮問
平成29年7月10日	みやぎ観光創造県民会議	プラン中間案について審議
平成29年7月24日	産業振興審議会商工業部会	〃
平成29年8月22日	産業振興審議会	〃
平成29年9月11日	パブリックコメント(～10月10日)	プラン中間案に対する意見募集
平成29年10月20日	県議会に報告	プラン中間案について報告
平成29年10月30日	みやぎ観光創造県民会議	プラン最終案について審議
平成29年11月6日	産業振興審議会商工業部会	〃
平成29年11月20日	産業振興審議会	〃
平成29年12月(予定)	産業振興審議会から答申	プラン策定案について答申
平成30年1月(予定)	県議会に報告	審議会答申について報告
平成30年3月(予定)	観光王国みやぎ推進本部	第4期みやぎ観光戦略プランの決定

4 宮城県産業振興審議会委員・みやぎ観光創造県民会議名簿

■宮城県産業振興審議会第9期委員

任期 平成29年7月29日～平成31年7月28日(敬称略, 部会毎に五十音順)

区分	所属等	氏名	備考
会長	株式会社インテリジェント・コスモス研究機構 代表取締役社長	内田 龍男	
副会長	公益財団法人みやぎ産業振興機構 シニアアドバイザー	白幡 洋一	
農業部会長	東北大学大学院農学研究科 教授	伊藤 房雄	
農業部会	有限会社大郷グリーンファーマーズ 代表取締役	郷右近 秀俊	第9期から
農業部会	せんだい食農交流ネットワーク 代表理事	斉藤 緑里	
農業部会	有限会社川口グリーンセンター 代表取締役	白鳥 正文	
農業部会	農産物直売所旬の店シンフォニー 代表	高橋 順子	第9期から
農業部会	みやぎ生活協同組合 地域代表理事	松木 弥恵	〃
水産林業部会長	富士大学 学長	岡田 秀二	
水産林業部会	大崎森林組合 元婦人部長	青木 宏子	
水産林業部会	東北大学大学院農学研究科 教授	木島 明博	
水産林業部会	農事組合法人フォレストウインド津山 理事	佐々木 好博	
水産林業部会	具樂 代表	早坂 具美子	第9期から
水産林業部会	水野水産株式会社 代表取締役社長	水野 暢大	〃
商工業部会長	東北大学大学院工学研究科 教授	堀切川 一男	
商工業部会	株式会社コミュニナ 取締役	笠間 建	第9期から
商工業部会	office ayumitairo 代表	佐々木 美織	
商工業部会	株式会社緑水亭 若女将	高橋 知子	第9期から
商工業部会	キョーユー株式会社 代表取締役社長	畑中 得實	
商工業部会	有限会社ひらが 代表取締役	平賀 ノブ	

(第8期で退任された委員)

第8期任期 平成27年7月29日～平成29年7月28日

農業部会	有限会社伊豆沼農産 代表取締役	伊藤 秀雄	第8期まで
農業部会	株式会社はなやか 代表取締役	伊藤 恵子	〃
農業部会	みやぎ生活協同組合 地域代表理事	大友 恵里子	〃
水産林業部会	有限会社まるきた商店 代表取締役	斎藤 まゆみ	〃
水産林業部会	石巻魚市場株式会社 代表取締役社長	須能 邦雄	〃
商工業部会	ブレイントラストアンドカンパニー株式会社 代表取締役社長	大志田 典明	〃
商工業部会	有限会社岩沼屋ホテル 専務取締役	橘 真紀子	〃

■平成29年度みやぎ観光創造県民会議名簿

(敬称略, 五十音順)

所 属 等	氏 名	備考
公益社団法人宮城県バス協会 会長	青沼 正喜	
みやぎおかみ会 会長 (南三陸ホテル観洋女将)	阿部 憲子	
仙台国際空港株式会社取締役 営業推進部長	岡崎 克彦	
仙台ホテル総支配人協議会 会長 (江陽グランドホテル代表取締役社長兼総支配人)	後藤 隆博	
仙台商工会議所 専務理事	今野 薫	
一般社団法人東北観光推進機構 専務理事推進本部長	紺野 純一	
全日本空輸株式会社東北支社 東北支社長	田村 正弘	
一般社団法人日本旅行業協会東北支部インバウンド委員会 委員長 (株式会社近畿日本ツーリスト東北代表取締役社長)	野崎 佳政	
日本航空株式会社東北支店 東北支店長	筈見 昭夫	
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 営業部長	古津 敬浩	
東北大学大学院工学研究科 教授	堀切川 一男	
宮城学院女子大学現代ビジネス学部 部長	宮原 育子	
一般社団法人日本旅行業協会東北支部 東北支部長 (株式会社JTB東北代表取締役社長)	森 吉弘	
宮城県観光誘致協議会 会長 (ホテルニュー水戸屋 代表取締役社長)	山尾 直嗣	

(平成28年度で退任された委員)

前 全日本空輸株式会社東北支社 東北支社長	岸田 洋	平成29年 3月まで
前 みやぎおかみ会 会長 (旅館かつらや女将)	四竈 明子	〃
前 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 営業部長	百々 潤司	〃

5 用語解説

○ インセンティブツアー

企業が成績優秀な従業員や優良顧客・取引先等を対象に実施する報奨旅行

○ インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。

○ オルレ

韓国・濟州島から始まったトレッキングコース。もともとは濟州の言葉で「通りから家に通じる狭い路地」という意味。国内では平成 23 年以降「九州オルレ」が認証を受けている。

○ グリーンツーリズム

農山漁村でゆったりと豊かな自然の中で人とふれあい、食を味わい、農業体験などを楽しむ新しい休暇の過ごし方

○ ゴールデンルート

人気の観光スポットを回る旅行の行程。外国人にとっての日本のゴールデンルートは「成田空港から入国、東京、箱根、富士山、大阪、京都、関西国際空港から帰国（逆の場合も）」であることが多い。

○ 日本の奥の院 東北探訪ルート

観光庁が平成 27 年度から進めているテーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある広域観光周遊ルートの形成を促進し、海外へ積極的に発信する「広域観光周遊ルート形成促進事業」の 11 ルートの一つとして平成 27 年 6 月に認定された。

○ ジオパーク

貴重な地形等の自然に親しむための公園。ジオパークの認定を受けるには、自然の保護だけでなく、自然を教育や観光に活かして地域の活性化に役立てるなどの基準を満たす必要がある。東北地方では、平成 25 年 9 月に青森、岩手、宮城の 3 県にまたがる「三陸ジオパーク」が日本ジオパーク委員会に認定された。

○ スポーツツーリズム

スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そして MICE 推進の要となる国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの（出典：スポーツ・ツーリズム推進連絡会議「スポーツツーリズム推進基本方針」）。

○ ハラル

イスラムの教えには、神によって禁じられた（ハラーム）ものや行動などがあり、食事においても、ムスリム（イスラム教徒）は神に禁じられた食べ物・飲み物を避け、それ以外の神に許された（ハラル）ものだけを口にしよう気をつけている。

○ 松島湾ダーランド構想

松島湾は、平成 25 年 12 月に初めて「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟したことから、より多くの観光客に松島湾エリアを楽しんでいただけるよう連携して取り組むこととして、平成 26 年 2 月に松島湾エリア 3 市 3 町と宮城県による「再発見！松島“湾”ダーランド構想」共同宣言が行われた。

○ みちのく潮風トレイル

青森県八戸市から福島県相馬市の海岸沿いをつなぐ約 700km のトレイルコース。トレイルとは、森林や原野にある“歩くための道”のこと。

○ ラムサールトライアングル

宮城県北部の平野、直径約 10 km 圏内にある「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」、「化女沼」の 3 か所のラムサール条約湿地のこと。

○ **DMO**

Destination Management Organization もしくは Destination Marketing Organization の略語。地域の「稼ぐ力」を引き出し、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

○ **FAM トリップ**

Familiarization Trip の略語。下見招待旅行。観光地などの観光客拡大を目的に旅行会社やメディア、ブロガーなどに、実際に観光地を訪れてもらい、旅行企画や情報発信や行ってもらうツアー

○ **FIT**

Foreign Independent Tour の略語。海外個人旅行。団体旅行やパッケージツアーを利用することなく個人で海外旅行に行くこと。

○ **ICT**

情報通信に関する技術の総称。ICT は Information and Communication Technology の略語

○ **LCC**

効率的な運営によって低料金の運航サービスを提供する航空会社。LCC は Low Cost Carrier の略語

○ **MICE**

Meeting (会議), Incentive Travel (報奨旅行), Convention (大会, 会議), Exhibition (展示会) の略語。国際会議等の多くの集客・交流が見込めるビジネスイベント。一般の観光旅行に比べ参加者やその消費額が大きいため、誘致に力を入れる国や自治体が増えている。

○ **SIT**

Special Interest Tour の略語。特別な目的に絞った旅行。インバウンドにおいては、冬の日本を体験するツアーや花火を見る旅、サイクリング大会への参加ツアーなど。

○ **SNS**

インターネットを使った人とのつながりやコミュニティー形成を支援するサービス。代表的なサービスとして Facebook (フェイスブック) や Twitter (ツイッター) などがある。SNS は Social Networking Service の略語

○ **Wi-Fi (ワイファイ)**

無線でデータの送受信を行う構内通信網(LAN: Local Area Network)の規格の一つ。Wi-Fi は Wireless Fidelity の略語

6 みやぎ観光創造県民条例（平成23年3月9日宮城県条例第8号）

宮城県は、日本三景の一つである特別名勝松島で知られ、西には蔵王・栗駒の山並みに象徴される奥羽山脈、東には三陸の海が広がり、四季の彩りが美しい県土を有している。

また、県内各地は特色のある温泉地や歴史遺産、そして四季折々の食材等、訪れる人々にくつろぎや安らぎを提供できる豊かな観光資源に恵まれ、加えて、プロスポーツ、市民活動によるイベントや産業観光の展開等新しい魅力にもあふれている。

観光は、訪れる人々との交流や相互理解を通し、平和な社会の構築に貢献するとともに、郷土の歴史、文化等へ理解を深め、人々の生活に生きがいや安らぎをもたらすものである。また、観光は、経済的にも関連する産業の裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす総合産業であり、観光による交流人口の増加等によって産業や雇用が創出され、地域経済が活性化することなどから、富県宮城共創の基幹産業として位置づけられ、今後、本県にとって大きな可能性をもたらすリーディング産業としても期待されている。

しかしながら、本県における観光の現状は、立地の優位性や豊富な地域資源を活かし切れておらず、人口減少、情報化の進展や旅行の形態の多様化など観光を巡る諸情勢が変化中、ニューツーリズム、着地型観光の推進等これまでの枠組みにとらわれない新しい観光分野の開拓のほか、交通アクセス、情報発信、おもてなし向上等の課題への的確な対応も求められている。

このような状況を踏まえ、本県は、広域連携を視野に東北のゲートウェイとしての機能を高め、観光が名実ともに本県経済を牽引する産業となるよう支援を強化するとともに、本県の有する豊かな地域資源を活かした魅力あふれる観光地の形成を積極的に進め、観光を起点に、県民の誰もが郷土に誇りと愛着を持ち、住み慣れたところで豊かな生活が享受でき、活力のみなぎる地域の将来像をつくり上げていかなければならない。

世界的な大交流時代を迎えている今、私たち宮城県民は、一人一人が観光振興への参加と協働を通じて、住んでよかった、訪れてよかったと心から思えるような潤いと安らぎ、そして、おもてなしの心に満ちた魅力あふれる観光の創造を推進することで、観光王国みやぎの実現を図ることを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、観光王国みやぎの実現のための基本理念を定め、県の責務、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割等を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本方針等を定めることにより、県民総参加による魅力あふれる観光地づくりを推進し、もって、本県経済の持続的な発展、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 旅行業者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他の観光に関する事業を営む者をいう。
- 二 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光振興を目的として観光事業者及び行政機関で組織される団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体その他の地域社会を構成する者をいう。
- 四 県民総参加 県民等が、それぞれ主体的に、かつ、相互に連携協力しながら参加することをいう。

（基本理念）

第三条 観光王国みやぎの実現のための取組は、次に掲げる事項を基本として、実施されなければならない。

- 一 観光振興に関する県民等の主体的な参加及び取組を尊重するとともに、県民等、県及び市町村が一体となり、本県を訪れる人々に笑顔と温かさで接するおもてなしの心を持って観光客の誘致等を促進することが、県民が誇りと愛着を感じる地域社会の形成及び潤いのある県民生活のために重要であることを認識すること。
- 二 観光振興のための取組においては、交通網の発達等による国内外からの観光客の行動範囲の拡大を踏まえて、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組が重要であることを認識すること。
- 三 観光は、農業、林業、水産業、製造業、サービス業等に幅広く波及効果をもたらす総合産業であって、本県経済にとって重要な役割を果たすものであることを認識すること。

四 観光振興が、交流人口の拡大、地域経済の活性化及び雇用の増大をもたらし、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものであることを認識すること。

五 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉等の地域の持つ魅力について認識し、その情報を共有するとともに、その魅力の磨き上げ、活用等により観光客一人一人の満足度を高めるよう配慮すること。

六 地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心を育み、高齢者、障がい者及び外国人をはじめとするすべての観光客が、安心して快適に観光を楽しめるよう配慮すること。

七 外国人観光客の誘致等において、仙台空港、国際拠点港湾仙台塩釜港等を有する本県が、東北地方のゲートウェイとしての機能を果たすことの重要性に配慮すること。

八 地域の生活環境の美化、自然環境の保全並びに良好な景観の保全及び形成を図るとともに、これらとの調和に配慮すること。

(平二四条例四三・一部改正)

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民等が観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供を行い、県民等の取組に対し、必要な支援及び調整を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第五条 県は、市町村が基本理念にのっとり、その地域の特性を活かして、観光振興に関する計画の策定その他の観光振興に関する施策を策定し、及び実施することができるよう支援するとともに、市町村と連携協力して観光振興に関する施策を実施するものとする。

(近隣の県等との連携協力)

第六条 県は、観光振興に関する施策を効果的に推進するため、近隣の県その他の地方公共団体と連携協力するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、その一人一人が、観光王国みやぎの実現の意義に対する理解を深め、地域における観光振興の取組に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、その一人一人が、おもてなしの心を持って、観光客を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第八条 観光事業者は、その事業活動を通じて観光客に対し快適な環境及び心のこもったサービスの提供に努めるとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第九条 観光関係団体は、他の観光関係団体と相互に連携を図るよう努めるとともに、観光に関する情報の発信、観光客の誘致、観光の振興に寄与する人材の育成及び観光客の受入態勢の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光客との交流の拡大等)

第十条 県は、観光客と県民との触れ合い及び交流の拡大が推進されるよう配慮するとともに、観光客に対し、本県の観光資源の保全及び創造を図るために必要な協力を求めるものとする。

(施策の基本方針)

第十一条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、観光振興に関する施策を積極的に推進するものとする。

一 魅力あふれる観光地づくり、おもてなしの心の向上等の観光王国みやぎの実現のための取組を、会議の設置等県民総参加による運動として進めること。

二 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉その他の観光資源の保全、創造及び活用の取組への支援及び促進を図り、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ること。

三 観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の観光に関する社会基盤の整備を促進すること。

四 観光事業者への必要な情報提供等の支援、観光事業者相互の連携及び観光事業者と産業観光など地域

産業との連携の促進等により観光産業の競争力を強化することで、観光事業者の育成及び経営基盤の強化を図ること。

五 観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、観光ボランティア等の育成その他の観光振興に寄与する人材の育成に関する取組を促進すること。

六 大学等が観光振興に寄与する人材の育成等のために実施する教育活動へ協力すること。

七 外国人観光客の受入環境の整備、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、東アジアをはじめ海外からの観光客を積極的に誘致し、国際観光の振興及び国際相互交流を促進すること。

八 多様な媒体を活用した国内外への戦略的な観光情報の発信その他の情報発信の充実のために必要な施策を実施すること。

九 グリーンツーリズムの更なる推進、スポーツツーリズム、コンテンツツーリズム、ヘルスツーリズム、エコツーリズム等の新しい観光分野の開拓、会議、展示会、映画撮影等の誘致及び観光客の受入態勢の整備等の取組を充実すること。

十 県民等が主体となって行う食、文化、音楽、芸術等に関するイベント等との連携を図るとともに、これらのイベント等に対する必要な支援を行うこと。

十一 高齢者、障がい者及び外国人をはじめすべての観光客が安全に、安心して、快適に観光を楽しむことができる態勢の整備を促進すること。

十二 観光地における生活環境の美化並びに良好な景観の保全及び形成を促進するために必要な支援を行うこと。

十三 県民総参加による観光振興に取り組む意識を高めるため、観光に関する広報活動、教育活動等を積極的に実施すること。

(基本計画)

第十二条 知事は、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進し、観光王国みやぎの実現を図るため、前条に掲げる基本方針を踏まえ、観光振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、市町村、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、宮城県産業振興審議会に諮問するものとする。

3 知事は、毎年度、基本計画の実施状況を検証し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(調査及び分析)

第十三条 知事は、観光振興に関する施策を効果的に推進し、観光客の満足度を高めるため、統計調査その他の必要な調査及びその分析を行うものとする。

(観光週間)

第十四条 知事は、観光王国みやぎの実現に向けての県民総参加の意識の醸成を目的として、観光週間を設けるものとする。

2 観光週間は、観光王国みやぎの実現に向けての取組の実施状況を考慮して設定するものとする。

(表彰等)

第十五条 知事は、観光王国みやぎの実現に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第十六条 県は、観光振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ観光戦略プラン(政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。)は、第十二条第一項の基本計画とする。

附 則(平成二四年条例第四三号)
この条例は、公布の日から施行する。

